

都市計画業務の発注ガイドライン

新たな時代の都市計画に対応した都市計画業務の適切な発注方式の推進

暮らしやすい都市・地域づくりのために

2009年3月

社団法人日本都市計画学会交流グループ
都市計画業務発注方式のあり方研究会

目 次

はじめに	1
「都市計画業務発注方式のあり方研究会」 委員名簿	2
1. 都市計画業務の目的と特性	3
(1) 都市計画業務の目的と意義	
(2) 都市計画業務の内容と特性	
(3) 都市計画コンサルタントに求められる能力等	
2. 都市計画業務の発注方式の考え方	5
(1) 国による建設コンサルタント業務発注方式の変遷	
(2) 建設に関わる業務特性と発注方式 建設関連業務および都市計画業務の特性 発注方式の実態	
(3) 都市計画業務の発注方式の考え方 都市計画業務における調達方式の運用について(案) 調達方式カルテ	
3. 都市計画業務の発注から完了までの考え方	14
(1) 発注および技術評価等の支援要請と委員会等の設立	
(2) 発注方式	
(3) 発注方式、公募条件等の検討、ならびに技術提案の評価	
(4) 公募型では二段階の選定	
(5) プロポーザルおよび総合評価業務の評価結果の公表	
(6) 事後評価の実施	
4. プロポーザル方式及び総合評価方式の実施手順	17
(1) プロポーザル方式の実施手順	
(2) 総合評価落札方式の実施手順	
(3) プロポーザル方式と総合評価方式の実施手順上の留意点 プロポーザル方式と総合評価方式の実施手順の相違点 実施に要する日数の設定について	
5. プロポーザル方式における技術評価等の考え方	21
(1) 一次選定(選定段階)での評価例 評価項目の考え方 技術評価の配点例	

- (2) 二次選定（特定段階）での評価例
 - 重視する能力と業務内容例
 - 技術評価の配点例
 - (3) 運用に当たっての留意点
 - 業務の特性等に応じた柔軟な運用
 - ヒアリングについて
 - 事後評価の活用
- 【資料】技術評価の内容

6 . プロポーザル方式を推進するための今後の課題 3 0

- (1) 都市計画業務の意義と技術競争による発注の必要性のアピール等
- (2) 発注および技術評価等の支援
- (3) 都市計画の職能、資格、倫理規定の明確化・確立
- (4) 都市計画技術者の技術・資質の維持向上
- (5) 事後評価等のデータ蓄積

資料 . 都市計画業務の発注実態調査 3 3

資料 - 1 調査の概要

資料 - 2 調査結果

資料 - 3 調査票

はじめに

都市計画業務は国土・地域・生活空間等を安全で快適に形成・維持するとともに地域や都市の経済が円滑に活動し発展するための計画策定を行う、建設部門の最も川上に位置する分野の業務です。これらに係る業務の全体は建設コンサルタント業務であり、そのうち都市計画業務に係るものは都市計画コンサルタント業務です。

国における建設コンサルタント業務の発注方式は、多様な地域特性に対応して一品生産的な業務であることから技術競争によるプロポーザル方式を基本とし、1997年には建設コンサルタントの選定は原則としてプロポーザル方式とする建設省の行動指針が策定されました。これに基づいて2000年にはその発注方式に係る建設省通達が出されて、これに基づいて徐々にプロポーザル方式による発注が増加してきました。

しかし、バブル崩壊と高齢化・成熟社会の進展に伴って公共投資および建設コンサルタント業務の急激な縮減によって著しい低価格競争が展開されました。その結果、成果の品質に多大な問題を生じるに至っております。

これを是正して良好で適正な社会資本整備を推進するために2005年には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、これに基づいて公共工事および調査・設計業務の発注においては単なる価格競争だけではなく、技術評価と価格評価を合わせた総合評価方式が試行・実施されてきました。また、2008年度には国直轄の建設コンサルタント業務における品質確保のために総合評価方式とプロポーザル方式のガイドラインが策定されています。

国直轄の都市計画業務もこの建設コンサルタント業務のガイドラインに含まれますが、都市計画業務の大半は地方自治体の発注であります。しかし、地方自治体ではプロポーザル方式等の発注等を実施する人材が不足するとともに、地域特性や多様性を有する都市計画業務の特性等から、よりきめ細かなガイドラインが必要と考えられます。

これらのことから、本研究会は2008年度の(社)日本都市計画学会の社会連携交流組織「都市計画業務発注方式研究会」として、(社)日本都市計画学会、(財)都市計画協会、NPO法人日本都市計画家協会、(社)都市計画コンサルタント協会の都市計画関係4団体を中心として、発注者としての国土交通省、東京都、独立行政法人都市再生機構をオブザーバーとするとともに、公募による都市計画学会員を構成員として、地方自治体が都市計画業務をプロポーザル方式を基本として発注するときのガイドラインとして検討・取りまとめたものです。

今回の検討・取りまとめは発注ガイドラインに止まっておりますが、地方自治体が都市計画業務をプロポーザル方式による発注を推進するためには、その支援体制等の補完施策が必要で、今後のさらなる検討が必要です。

このガイドラインが地方自治体で活用されて、都市計画業務がプロポーザル方式等によって発注されることによって良質の成果が得られ、その結果活力と豊かで個性的な都市・まちづくりに資することを願っております。

(社)日本都市計画学会交流グループ
都市計画業務発注方式のあり方研究会
座長 岸井隆幸

(社)日本都市計画学会交流グループ「都市計画業務発注方式のあり方研究会」 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属	役職
委員	岸井 隆幸	(社)日本都市計画学会 日本大学	総務企画委員会委員長 理工学部土木工学科 教授
	岸田比呂志	(社)日本都市計画学会 ㈱横浜みなとみらい21	理事 代表取締役専務
	杉原 五郎	(社)日本都市計画学会 ㈱地域計画建築研究所	関西支部代表 代表取締役社長
	伊豆原浩二	(社)日本都市計画学会 名古屋産業大学	中部支部長 環境情報ビジネス学部 教授
	荻原 達朗	(財)都市計画協会	専務理事
	笹原 克	NPO法人日本都市計画家協会 (有)オイコス計画研究所	副会長 代表取締役
	佐藤 健正	(社)都市計画コンサルタント協会 ㈱市浦ハウジング&プランニング	副会長 取締役会長
公募委員	内田 勝巳	㈱市浦ハウジング&プランニング	代表取締役社長
	井上忠佳	㈱創建	取締役副社長
	大越正之	(財)東京都新都市建設公社	区画整理部 技術課長
	大村 敏	㈱オオバ	総合技術研究所 副所長
	亀谷 一洋	徳島市	開発部都市デザイン室
	草山 晃	(社)都市計画コンサルタント協会	専務理事
	木村 淳	㈱国際開発コンサルタンツ	まちづくりグループ プロジェクトマネージャー
	倉田 直道	工学院大学 ㈱アーバン・ハウス都市建築研究所	建築都市デザイン学科 教授 代表
	牛来 司	㈱建設技術研究所	東京本社地域マネジメント室長
	佐伯 達郎	復建調査設計株式会社	総合計画部 次長
	佐伯 直	㈱エックス都市研究所	代表取締役
	佐谷 和江	㈱計画技術研究所	代表取締役
	白井芳樹	(社)都市計画コンサルタント協会 ㈱オオバ	理事 代表取締役専務
	永松 栄	宮城大学	事業構想学部デザイン情報学科教授
	野島義照	㈱ブラック研究所	都市再生緑化研究センター長
	原田敬美	都市政策研究所 前東京都港区長	所長
	坂東 弘	プロジェクト&ソリューション・システム株式会社	代表取締役社長
	松本 香澄	東京都都市整備局 (武蔵村山市)	再開発事務所 工事課長 (都市整備部長)
	松原 悟朗	㈱国際開発コンサルタンツ	代表取締役社長
	安永洋一郎	パシフィックコンサルタンツ株式会社	中国支社 技術部長兼入札室長
築瀬範彦	足利工業大学	工学部都市環境学科 教授	
若林 康彦	㈱ユーマック	代表取締役	
オブザーバー	清水 喜代志 (望月 明彦)	国土交通省 都市・地域整備局	都市総合事業推進室長
	阪井 清志	国土交通省 都市・地域整備局	都市計画調査室長 (都市交通調査室長)
	村尾 公一	東京都 建設局 (東京都 都市整備局)	道路監 (企画担当部長)
	中川 雅永	(独)都市再生機構	ニュータウン業務部 事業管理チーム

注:()内は前任者・前職

1. 都市計画業務の目的と特性

(1) 都市計画業務の目的と意義

都市計画業務の恒常的な目的と意義

都市計画業務とは、文字通り「計画的に都市をつくる」ために行う様々な作業・事業を指す。その恒常的な目的は、クオリティ・オブ・ライフの向上であり、良好な都市環境を形成するとともに円滑な経済の運営に資することである。

また、社会全体に共通する幸福や利益である「公共の福祉」と個人の利益や権利が対立・矛盾する場合に、これら相互を法律・制度によって調整・調和させ、計画の実現を図ることも都市計画の重要な目的・意義と言える。

今日的な目的と意義

今日においては人々の価値観が多様化し、コンセンサスを得る対象も幅広くなっている。このため、都市計画業務として、多様で異なる方向性・志向性をもつ主体の価値観を総合化し、一つの解を求めていくことが、ウエイトを高めている。

また、21世紀の「人口縮減時代の都市」においては、フィジカルプランを先行してつくるといよりは、限られた予算を鑑みながら実現の仕組みやプログラムとキャッチボールしながらでないといふプランが作成出来ない状況になっている。このため、プラン実現の仕組みやプログラム作成が業務の目的・意義として比重を高めているのである。

【参考：都市計画法の目的、都市計画の基本理念】

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第二条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(2) 都市計画業務の内容と特性

公共の福祉の追求

都市を構成する多くの建築物や空間は、個人や私企業が所有しており、都市は私的の空間の連続によって形成されている。私的空間については、憲法 29 条にあるように、公共の福祉に適合する範囲でのみ私権を制限できるとし、財産権が非常に尊重されている。(財産権はこれを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める) その中で、都市計画が私権制限を行えるのは、「公共の福祉」を追求しているからだと言える。

しかし、「公共の福祉」の範囲は、時代により、都市や地区により、さらに個人により異なるものである。その中で、公共の福祉のために私権を制限してもやむを得ないと住民が認める部分を明らかにしていくことが都市計画業務の重要な内容の一つである。

また、公共施設を公金を使って整備していくことも都市計画の重要な業務である。この業務でも整備が公共の福祉に適合するかどうかを追求し、明確にしていかなければならない。

定型業務もあるが非定型業務が多い

都市計画業務は、業務の着手段階ではその内容が固まっておらず、状況に応じて業務内容を随時企画・提案し、これを遂行していく「非定型業務」が多い。特に、これまでは都市化社会での一定の標準や基準等に基づいた都市計画が主体であったが、これからの成熟社会では創意工夫による柔軟で個性的なまちづくりが必要なため、非定型業務の比率が増大する。その理由としては以下の3点が考えられる。

条件を詰めていく業務であるため

都市計画は公共事業の川上に位置するため、政策や構想に関する業務が多い。これらは各種の条件を詰めていくことそのものが業務となっている。このため、着手段階では業務内容が固まっておらず、状況に応じて業務内容や進め方を随時提案していくため、定型的な業務とはなりにくい。

また、同種・類似の業務の経験から得られた知識・知見を活用する面はあるが、政策・構想段階では自治体の状況に応じて幅があるため、アレンジする部分が大きく、この面でも定型業務とはなりがたい。

計画の実現可能性を高める業務であるため

これまでの都市計画業務は計画をつくることが目的であったが、近年はこれに加え、計画の実現性を高めることや、実際に計画を実現することが求められている。これには既存の法制度を駆使したり、新たな仕組みをつくったりしなければならない場合が多く、定型的な業務になりにくい。

また、机上の業務やクライアント対応だけではなく、多様な主体との折衝や交渉をもとにコンセンサスをつくる業務も求められている。この業務では予測不可能な事態が起こることも度々あり、まさに不定型の業務となることが多い。

最適解をつくる業務であるため

近年においては、行政だけで計画を実現していくことは難しく、多様な主体とのパートナーシップが必要になっている。このため、計画段階から多様な主体が参画し、これらの価値観を総合化し、最適解をまとめることが求められている。

従来の住民参加の中には、予定調和的にルールが敷かれているものもあったが、最近はこのような住民参加はアリバイづくりとして批判されることも多い。事前調整を極力減らした筋書きのない住民参加でないと参加者の満足度を高めることができない状況になっている。このような状況においては業務を定型化することは不可能であるし、その必要性も低くなっている。

(3) 都市計画コンサルタントに求められる能力等

倫理性、公平性、公正性

前述のように都市計画業務の特性として「公共の福祉の追求」がある。公共の福祉の範囲を明らかにするために多様な主体間を調整していく業務は、本来は行政職員が実施するものである。その一部を都市計画コンサルタントに委託する場合は、その役割を担っていることの妥当性を問われることがある。このような場合、都市計画コンサルタントには専門性や経験と併せて、倫理性、公平性、公正性が求められる。

知識・実績、構想力・調整力

また、都市計画業務は非定型のものが多く、業務についての専門的知識やこれまでの経験・実績とともに、構想力や調整力が求められる。

2. 都市計画業務の発注方式の考え方

(1) 国による建設コンサルタント業務発注方式の変遷

社会資本である土木施設やその基本となる都市計画等の調査・計画・設計業務は公共業務であることから、当初は公共主体である国および地方公共団体等の担当部署で実施していた。

その後、わが国の経済成長と人口増加等に伴って都市計画および建設関連業務は飛躍的に増大し、また高度で多様な技術を必要とするようになったことから、公共サイドだけの業務処理は困難となって、その専門職種として民間の建設コンサルタントが誕生した。

初期段階の民間建設コンサルタントへの設計業務等の契約は特命契約等によって委託していたが、その後業務量が飛躍的に増大して一定の品質確保等の観点から各種の標準、基準、マニュアルが整備充実され、また建設コンサルタント業界も育成されてきたことから、指名競争入札（価格競争）が一般的となった。

1990年代になると、わが国の経済拡大に伴って建設関連業務において諸外国への調達開放が必要となったことから、内外無差別に参加可能な公募型の発注方式（競争入札、プロポーザル方式）が導入された。また、90年代後半には建設コンサルタント業務等の選定はプロポーザル方式が主体とされてきた。

しかし、2000年代になると国および地方自治体の財政悪化等によって建設投資および建設コンサルタント業務は縮減してきた結果、業務量を確保するために受注者間で過度の価格競争が展開されて、成果の品質劣化の諸問題が現出してきたことから、公共工事とその調査および設計の品質を確保するために2005年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、公共工事では価格評価に技術評価を加えた総合評価方式が導入された。

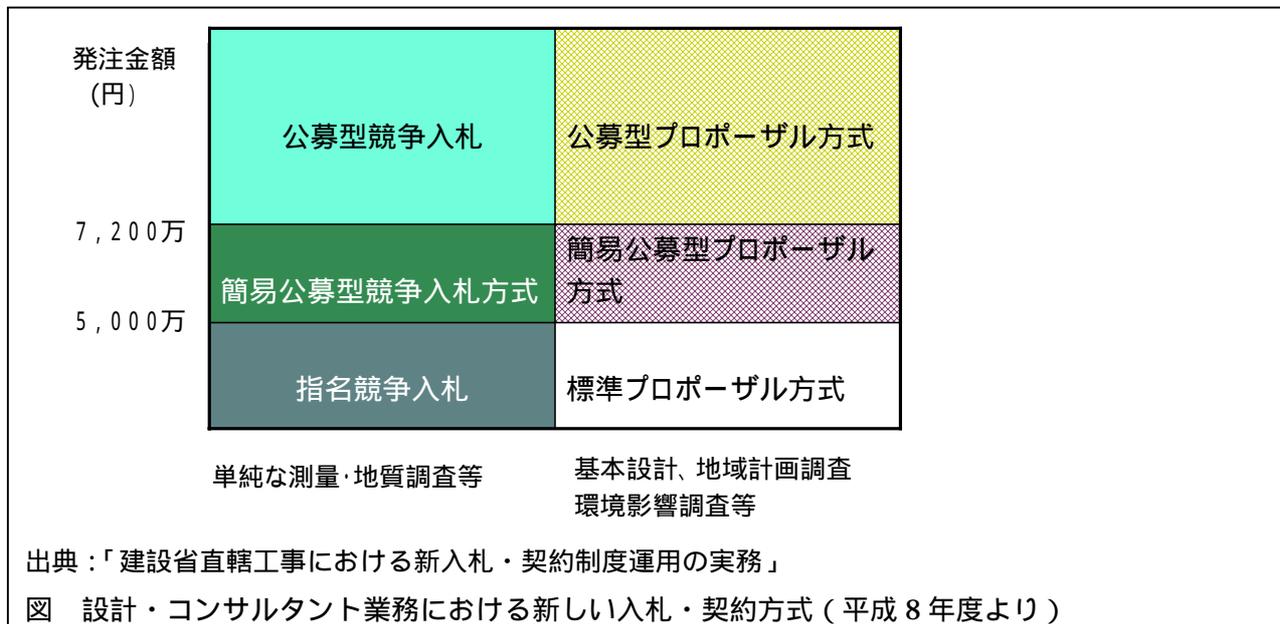
同法第3条第7項では、建設コンサルタント業務に関して「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。」と定められている。

建設コンサルタント業務の発注においても、その品質を確保するために、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」が現在検討中で、また新たな調達方式が試行されている。

国による建設コンサルタント業務発注方式の変遷

- ・S34(1959)年 「土木工事に係わる設計業務を委託する場合の契約方式について」建設省事務次官通達
- 設計業務等の契約は特命契約を原則とする-
- ・S38(1963)年 「建設コンサルタント育成対策について」中央建設審議会答申
建設コンサルタントの活用を図ること
一定の能力を有する者に限って登録すること
- ・H6(1994)年 公募型プロポーザル方式、公募型競争入札方式の導入
- ・H8(1996)年 簡易型プロポーザル方式、簡易型競争入札方式の導入
- ・H10(1998)年 「公共工事の品質確保等のための行動指針」(建設省)
- 建設コンサルタントの選定は測量、地質調査等を除いて、原則としてプロポーザル方式とする-
- ・H12(2000)年 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの改善について」(建設省通達)
- ・H17(2005)年 「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」
- 総合評価方式の導入
- ・H20(2008)年 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(暫定版)」

参考として、建設省資料による設計・コンサルタント業務における業務分野に応じた入札・契約方式の区分の考え方を示す。



(2) 建設に係わる業務特性と発注方式

建設関連業務および都市計画業務の特性

一品生産的な建設業の施工業務

建設業における施工は、現場ごとに計画・施工条件が異なることから画一的な手法の適用は困難であり、大量の規格品の生産が可能な製造業と異なり、一品生産的な特質を有し、このため、機械化が困難で人手による創意工夫を必要としている。

取組み方が多様な計画・設計業務

施工の前段としての土木施設等の計画・設計業務にあっても、現場は気候、地形、植生、市街地状況等が異なり、設計条件は多様である。

このため、標準的な業務の実施手順が定められていない業務についてはプロポーザル方式による発注を基本としてきた。

非定型業務が大半の都市計画業務

社会資本整備は国民の安全・健康・文化的な生活、各種産業等の都市活動を支える基盤であり、その計画・設計・施工の各段階における業務の品質を確保することは最も基本であり重要である。

都市計画業務は、このような社会資本整備の全工程から見ると最も川上部分に位置しており、その大半の業務は計画条件が不確定であり、様々な条件整理や実現性の検討により一定の方向に計画を見定めていくものである。

このため、その作業方法は千差万別であり、業務の成果として必要な事項は明確であるものの、その作業方法を規定する実際的な業務仕様書の作成は困難であり、これに要する作業費用の積算も困難である。

発注方式の実態

国直轄の建設コンサルタント業務で、標準的な業務の実施手順が定められておらず、技術提案により優れた成果を期待できる業務についてプロポーザル方式を基本としてきた。このため、発注の実態でもプロポーザル方式の割合は増加している。しかし、地方公共団体においては大半は価格競争（指名、公募）が一般的であることからプロポーザル方式による発注は微増しているとはいえ、全体の2%程度に止まっている。

都市計画業務にあっても同様で、国発注業務ではプロポーザル方式による発注が40%を超えて、かつ増加している。しかし、地方公共団体発注では10%未満の割合に止まっている。特に都市計画業務は地方公共団体の発注は国の4倍程度であることから、都市計画業務全体でのプロポーザル方式の発注割合は17%程度に止まっているのが現状である。

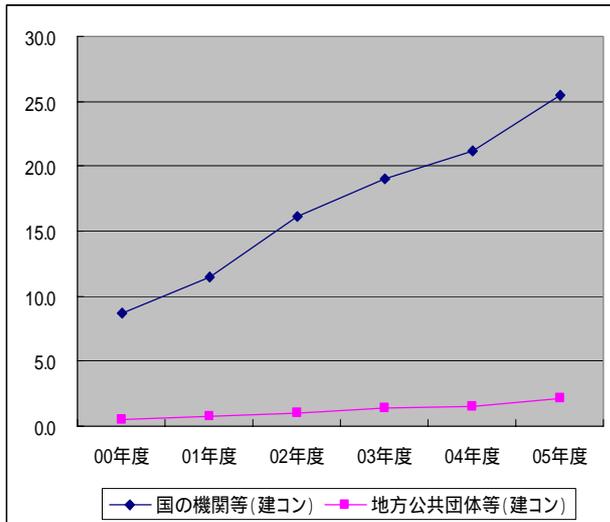


図 建設コンサルタント業務のプロポ方式割合
出典：建設コンサルタント関係団体連絡協議会資料による

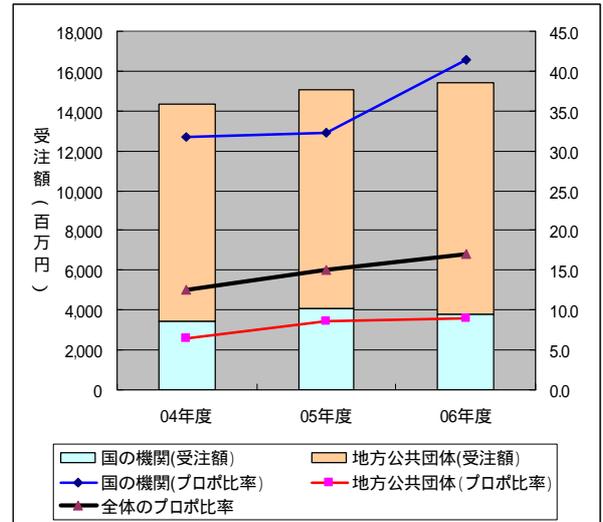


図 都市計画業務のプロポ方式割合
出典：(社)都市計画コンサルタント協会資料による

(3) 都市計画業務の発注方式の考え方

基本的な考え方

都市計画業務は、高度な知識と技術、経験に加えて多様な主体間を調整する能力等が求められる業務であり、業務の発注先を価格競争により選定する入札方式等は相応しくないと考えられる。このため90年代後半からプロポーザル方式が導入されるようになり、現在、国発注の都市計画業務の40%以上を占めるようになっている。しかし、多くの都市計画業務を発注する地方公共団体の業務では価格競争が一般的であり、プロポーザル方式は10%未満に止まっている(「都市計画業務発注方式のあり方研究会」が平成20年10月に地方自治体の都市計画課に対して実施したアンケート調査より(巻末資料参照))。但し、地方公共団体の業務には、技術提案の余地が少ない定型業務や予算が小規模な業務等が含まれるため、プロポーザル方式以外の発注方式が適当な場合もあり、個別に判断する必要がある。

以下は、このような都市計画業務の特性や発注方式の状況を踏まえるとともに、国の業務発注に係る新たな取り組みや地方自治体での都市計画業務の発注実態調査の結果等を検討した上で、これからの都市計画業務の発注方式に関する基本的な考え方を整理したものである。

競争を基本とする発注方式

社会資本整備に係わる業務を公正な競争を前提として調達する場合には、税金の無駄遣いが生じないための「価格競争」と、業務の品質確保のための「技術競争」がある。

都市計画業務の発注においては、業務の特性(難易度や新規性等)、高度な知識や構想力・

応用力、さらには調整力等の必要性等を勘案して、短期的ではなく最終的に高い費用対効果が期待できる方式を検討し、プロポーザル方式、総合評価方式、価格競争方式等から適正に選定することが必要である。

都市計画業務はプロポーザル方式による発注が望ましい

都市計画の目的が公共の福祉の追求ということからは、高い費用対効果と品質の双方が要求される。その一方では「非定型業務」という特性から、標準的な実施手法がなく、したがって標準的な歩掛もないことから、価格競争にはなじまず、技術提案を反映させた方がより良い成果が得られ、このことによってより良い都市・地域づくりに資することとなる。

このため、2000年7月の建設省通達「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」、および国土交通省において現在検討中の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」を踏まえると、都市計画業務は、標準的な業務の実施手法がなく、技術提案を反映させた方がより良い成果が期待できる分野の業務と考えられるので、プロポーザル方式を基本とした発注方式が望ましいと考える。

表 都市計画業務におけるプロポーザル方式と価格競争方式の比較

	プロポーザル方式	価格競争方式
適切な担当技術者の選定	業務実績、資格、技術提案等によって、業務の目的に最適な担当技術者の選定が可能で、一定以上の成果の品質確保が可能	どのような業務実績、資格、技術力を有する者が担当者になるか不明で、成果の品質が不確定
適切な業務の項目、方法	技術提案によって当初予定の項目や作業方法に、新たな内容の付加がなされ、成果の充実が期待される	多様な作業方法等が可能だが、発注段階の業務項目だけであり、作業方法も不明なために成果の品質が不明
費用と効果	価格は予定価格通りだが、当初想定した業務項目、作業方法等に新たな内容が付加されるために、結果として割安のものとなる	予定価格より廉価での業務発注が期待されるが、その成果・品質は不明で、費用対効果では問題を生じる場合もある
効果的な事後評価	技術提案を含めて、事前に業務内容、業務方法、成果等について発注者と受託者双方が合意することから、事後評価が適正となり、次回や他業務発注に資する	業務に対する発注者と受託者の意思統一がない状態で業務が推進されることから、業務処理プロセスや成果に対する評価が両方で分かれる恐れがある
技術の向上への寄与	技術競争を繰り返すことによって発注者および受託者ともに技術向上がなされ、結果としてより良い都市・地域づくりに資する	技術より価格を重視することから、技術の向上は期待できず、結果としてより良い都市・地域づくりへの寄与が期待されない可能性がある。
都市・地域づくりへの寄与	技術競争によって受託者が淘汰されるとともに、受託者の適切な利益確保によって経営基盤が確保され、わが国のより良い都市・地域づくりの発展に寄与することが期待される。	価格競争が繰り返されることによって技術力のある受託者の経営基盤の弱体化と、良質の都市計画技術者が減少・消滅し、結果としてわが国の都市・地域づくりが衰退する恐れがある。

* 地方自治体へのアンケート結果によると、価格競争入札では良質の成果や適切な担当技術者が得られない等の問題を生じる場合がある（Q4 - 3）

一方、プロポーザル方式によると、優れた成果と業務遂行過程で柔軟で適切な対応等がなされて、プロポーザル方式の優位性が認識されている（Q5 , Q6）

技術的工夫の余地が少なく、予算規模が小規模な業務は価格競争入札

標準的な仕様があり積算も可能で、技術的な工夫の余地が少ない業務で一定の品質確保が可能な業務および予算規模が小規模な業務は、発注者の負担および技術提案の作成等にかかる負担等を考慮し、真に技術競争による品質確保を行うべき業務をプロポーザル方式や総合評価方式で実施するために、これらの業務は技術競争方式は適切ではなく、価格競争を基本とすることが望ましい。また、価格競争の場合でも良好な品質確保と業務遂行過程での適切な対応の観点から、過去の実績や資格等から適切なコンサルタント選定を行った上で競争入札（指名競争入札）とすることが望ましい。

なお、価格競争による発注においては、過度な価格競争で適正な品質確保が困難とならないように、成果の品質について事後評価等を行っていくことが重要である。

* 地方自治体へのアンケート結果で、「Q8 プロポーザル方式を採用していない理由」で、「5. 委託業務の設計金額が安い 18.1%」、「6. 高度な技術力を必要とする業務がない 24.4%」とあることから、地方自治体の都市計画業務の内 40%程度は価格競争入札が妥当な業務の可能性がある。

その他の発注方式(随意契約)

随意契約は、会計法第 29 条の 3 および予算決算および会計令第 102 条の 4 の場合のみ可能とされている。このため、災害復旧等の契約が急に必要な場合、特殊な技術を有する企業が限定される場合、同一企業が年度を超えて実施することが業務の一貫性・品質確保・コスト削減・守秘対応等から判断して望ましい場合には、随意契約を含めて最適な発注方式を選択することが望ましい。

都市計画コンサルタント業務の調達方式の運用について

以上のように、都市計画業務では、業務の予定価格等を明確にした上で最も優れた実施方針と技術提案を求めた上で発注先を選定するプロポーザル方式を基本とする。また、技術的工夫の余地が少ない業務や予算規模の小さい業務、特殊技術や一貫性あるいは守秘対応等が必要とされる業務では、個々の状況に即して価格競争や随意契約等も含めて最適な方式を選択していくことが相応しいと考える。

また、国土交通省では「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」(11 ページ左側)を検討中であり、今後、国直轄の業務の調達は図中「選定フロー」に基づいて実施されることになる。このため、都市計画分野の業務に関しても、業務の特性を十分踏まえつつ上記「選定フロー」に依拠して調達方式の選定を進めることが望ましいと判断し、11 ページ右側に示す「都市計画業務の特性を踏まえた調達方式の運用」(案)を提案することとした。

また、2000 年の建設省通達で、価格競争入札と分類されていた都市計画業務の発注方式(P6 下図)は、2008 年ガイドラインに準拠して、その業務の内容に応じて「調達方式カルテ(案)」(P13 表)のように運用することが考えられる。

【都市事業】

業務分類	定義	調達方式の適用及び留意事項 ：標準的な業務での調達方式			適用の考え方等
		総合評価 (標準型)	総合評価 (簡易型)	価格競争	
1 パーソントリップ調査	人の移動を中心とした都市交通の実態を把握するために、家庭訪問調査、営業車訪問調査、コードン外レ調査、大量輸送機関調査、宿泊者調査、スクリーン調査等の調査を行う	回答精度や回収率の確保に関する配布回収手法の検討を含む場合	回答制度や回収率の確保に関する配布回収実施方針を確認する必要がある場合	過去の調査方法と同じ方法で調査を行う場合	プロポーザル方式の事例としては、既往の調査方法とは異なる新たな調査方法を企画し行う場合等
2 都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づく現況調査であり、都市計画の見直し、方針等策定に資するため、都市の人口、土地利用、建物等(同省令第5条)について現況及び動向を把握する	既定の調査要領・手引き等に加え、都市の特性に応じて新たな調査方法の必要がある場合【例】都市特性により独自の調査項目を追加し調査する場合	既定の調査要領・手引きに基づき行う場合で、調査方法や集計方法について効率的・効果的方法で作業する場合。または既定の方法等では技術的課題があり、一部変更がある場合【例】GISソフト等を活用し、迅速でわかりやすい図表、グラフ等の作成を行う場合	既定の調査要領・手引きに基づき調査を行う場合【例】調査項目に付いて決められた様式で調査及び図面を作成する場合	プロポーザル方式の事例としては、調査結果の管理・蓄積・活用について提案する場合
3 公害系環境調査	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染等の状況を現地で環境基準マニュアル等に基づいて測定する業務	特殊な条件にある現場等で、調査の方法等について技術提案を求める場合	従来からの調査項目・調査方法に技術的課題があり、一部変更が必要な場合	一般的な現場条件における測定	
4 造成設計、小規模施設設計	与えられた設計条件に基づいて造成設計及び構造物設計を行い、工事発注に必要な図書(図面、数量計算書)を作成する業務	現地特有の条件への対応に当り、大きな技術的課題が複合的にあつて技術提案が必要な場合	現地特有の条件への対応に当り、技術的課題がある場合【例】大規模造成で施工展開を考慮する必要がある場合	一般的な造成設計、小規模施設設計	プロポーザルの事例としては、大きな技術的課題が複合的にある場合。その事例としては重要構造物の近接施工がある場合、軟弱地盤条件化で長大法面・構造物等がある場合、既存施設(河川・道路・家屋等)が存在するために詳細工事展開を考慮する必要がある場合、大規模な防災施設設計を含む場合等
5 換地設計	土地評価基準及び換地設計基準を定め、土地の従前・従後の土地評価及び換地割込みを行う業務	既成市街地における換地設計で、地区固有の整備特性が多様で特に配慮する必要がある場合【例】柔らかな区画整理での対応が必要な場合	地区特性や地区条件を踏まえた実施方針を確認する必要がある場合	一般的な区画整理事業	プロポーザル方式の事例としては、換地設計においてこれまでの基準や評価方式と異なる新たな方法や提案が必要となる場合等(例えば区画整理事業と再開発事業・街路事業・まち交等の他事業を組合わせて実施する必要がある場合)
6 開発整備事業基本設計	主として都市計画の観点から開発地区の条件を踏まえ、計画の規模・体系・形態・配分、並びに各種構造物等の計画において、それぞれの基本的方向を定め、現地との対応において形態的に設定し、総合調整の上で事業計画として定めうる内容を検討作成する業務	地区特性や地区条件に特段に配慮すべき設計条件、技術的課題がある場合【例】新幹線駅前等の都市の拠点地区の開発整備事業等	通常の条件に基づく開発整備事業の場合で、一般的な調査項目や調査方法を一部変更する必要がある場合【例】工場跡地の開発整備事業等	一般的な標準的な調査を行う場合	一定の広がりをもつる開発整備事業では、現地特有の条件に対応するために配慮すべき大小複数の技術的課題が存在して、総合力が必要であることからプロポーザルが標準となる

3. 都市計画業務の発注から完了までの考え方

(1) 発注および技術評価等の支援体制の創設

プロポーザル方式や総合評価方式では業務実績や技術提案等を適切に評価する能力を必要とする。しかし、都市計画業務発注の主体である地方公共団体等ではそれを実施する担当者が不足することからこれらの発注方式が実施されていないのが実情である。

このため、地方公共団体における技術競争（プロポーザル、総合評価）による都市計画業務の発注を支援する体制を創設・充実することが不可欠である。

その方法として各都道府県に存在する土木関連の技術センター的な組織を活用してここに都市計画に係わる専門家を登録しておき、地方自治体からの支援要請に基づいてこの技術センター的な組織が適切な専門家を紹介・派遣することが最も現実的である。この紹介・派遣された都市計画専門家と当該自治体職員等から「(仮)都市計画業務受注者評価委員会」を構成して、発注および技術評価を行うことが考えられる。

あるいは、都道府県の技術センター的な既存組織内に建設コンサルタントの都市計画部門を含む各専門委員会を常設し、自治体がここに発注および技術評価等を委託することが考えられる。

なお、これらの支援組織の設立には一定期間を要することから、当面の運用・実施は、当研究会の構成団体である(社)日本都市計画学会、(財)都市計画協会、NPO法人日本都市計画家協会、(社)都市計画コンサルタント協会が地方自治体の要請に応じて支援していくこととする。

(2) 発注方式

発注方式はプロポーザル方式を基本とするが、当該業務の特性等に応じてプロポーザル方式、総合評価方式、競争入札方式、随意契約から適切に選択する。

また、公募型を基本とするが、特殊な能力や技術を必要とする業務は、プロポーザル方式、総合評価方式、競争入札方式にあっては指名型とする。他に替えがたい特殊な技術や実績等が必要とされる業務は随意契約とする。

なお、プロポーザル方式では予定価格を公表して技術競争を実施するが、総合評価方式および競争入札方式では予定価格を公表しないで競争を実施するものとする。

総合評価方式および競争入札方式においては、不当に安い価格での入札を排除し、成果品の品質を確保するために、最低入札価格を設定することが望ましい。

(3) 発注方式、公募条件等の検討、ならびに技術提案の評価

都市計画業務の内容は多様であり、また発注主体の地方自治体の目的や条件等も多様である。このため、発注に当たっては、上述の「(仮)都市計画業務受注者評価委員会」によって各業務ごとに 発注方式、 公募条件、 プロポーザル方式または総合評価方式の場合

の評価項目・評価基準、等を作成し、技術提案の評価を行うことが望ましい。

また、発注方式、公募条件、プロポーザル方式または総合評価方式の場合の評価項目・評価基準等は、公募の際に公表することを基本とする。

(4) 公募型では二段階の選定

公募型による場合は、発注者および受注者の双方の負担を緩和するために二段階の選定を行うことを基本とする。

一次選定では発注業務に対応した実績（会社、予定技術者）執行体制等を評価対象とする。特に今後の都市計画業務はこれまでの計画策定からプログラムや実現方策・実施方法等の事業化に重きを置いたものとなる。これに対応するためには多様な専門家によるチームでの検討が有効であり、また地域特性等に配慮するためには当該自治体に所在する地方コンサルと中央コンサルのJV等も有効であることから、その執行体制も評価対象とする。

二次選定では 予定技術者の資格と実績、業務実施方針、技術提案、ヒアリング等によって、当該業務の目的に対応した提案となっているかを評価対象とする。

(5) プロポーザル方式および総合評価方式の評価結果の公表

技術競争による受託者の特定を行うプロポーザル方式および総合評価方式（公募型・指名型とも）の評価結果は、公表することとする。

また、落選した応募者の技術提案は業務実施に当たって用いてはならない。

(6) 事後評価の実施

国直轄業務や土木設計業務等ではテクリスや各発注者で各業務の事後評価を行って、その結果による会社の実績、担当技術者の評価等の蓄積がなされ、これを活用した指名や担当技術者の評価等がなされているが、都市計画業務では未だ確立されていない。

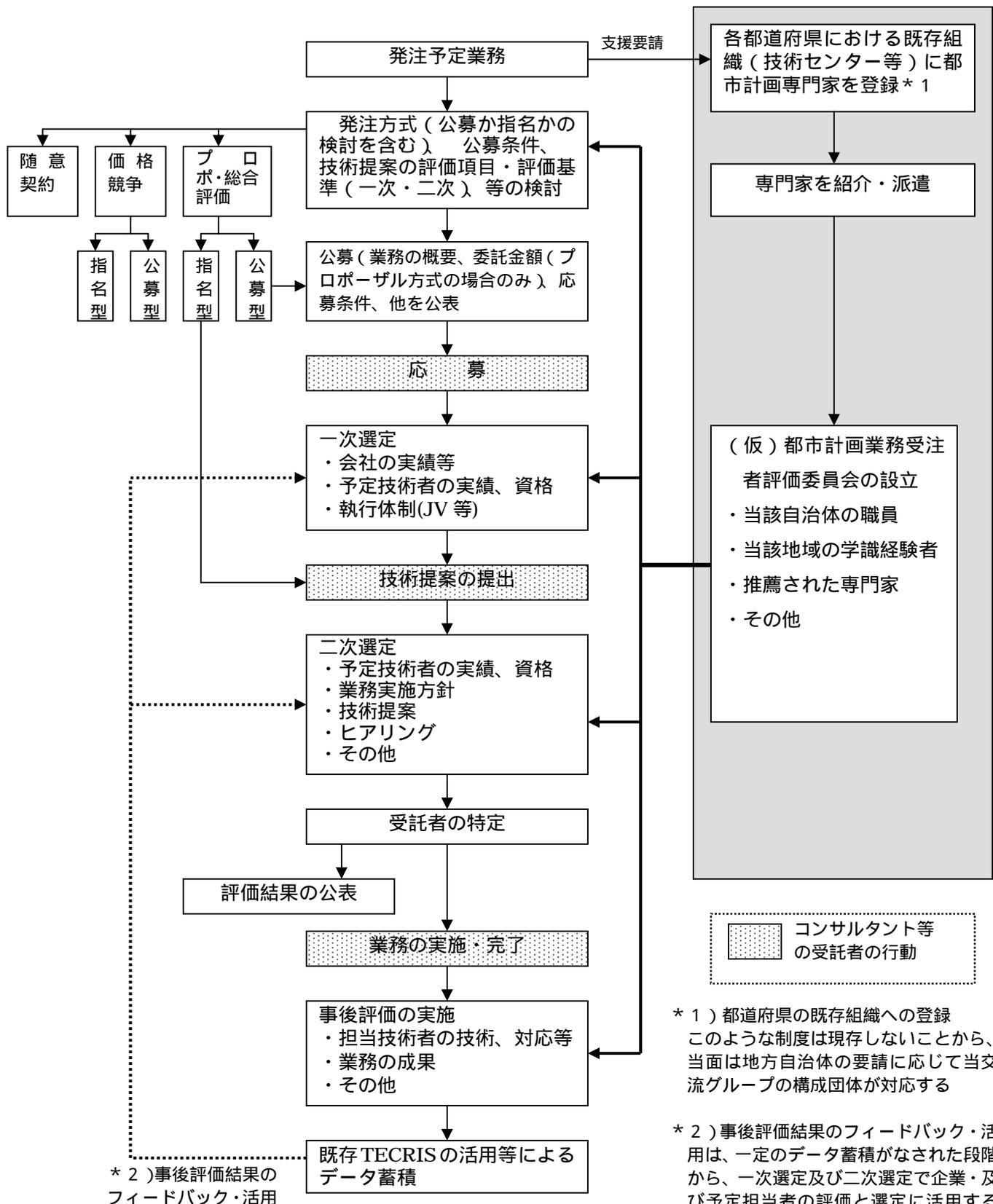
このため、今後の技術競争による発注をより効果的に行うために、都市計画業務では成果の品質だけではなく業務遂行過程のプロセスも重要であることから、事後評価者は発注者の担当者および検査担当者等が行うことが妥当である。

事後評価結果のデータ蓄積は既存 TECRIS を活用することが現実的である。また、事後評価結果のフィードバックおよび活用は、一定のデータ蓄積がなされた段階から一次選定および二次選定で、企業や予定技術者の評価と選定に活用することが可能となる。

以上の都市計画業務の発注から完了までの考え方を整理すると次ページの図のようになる。

都市計画業務の発注から完了までの流れ

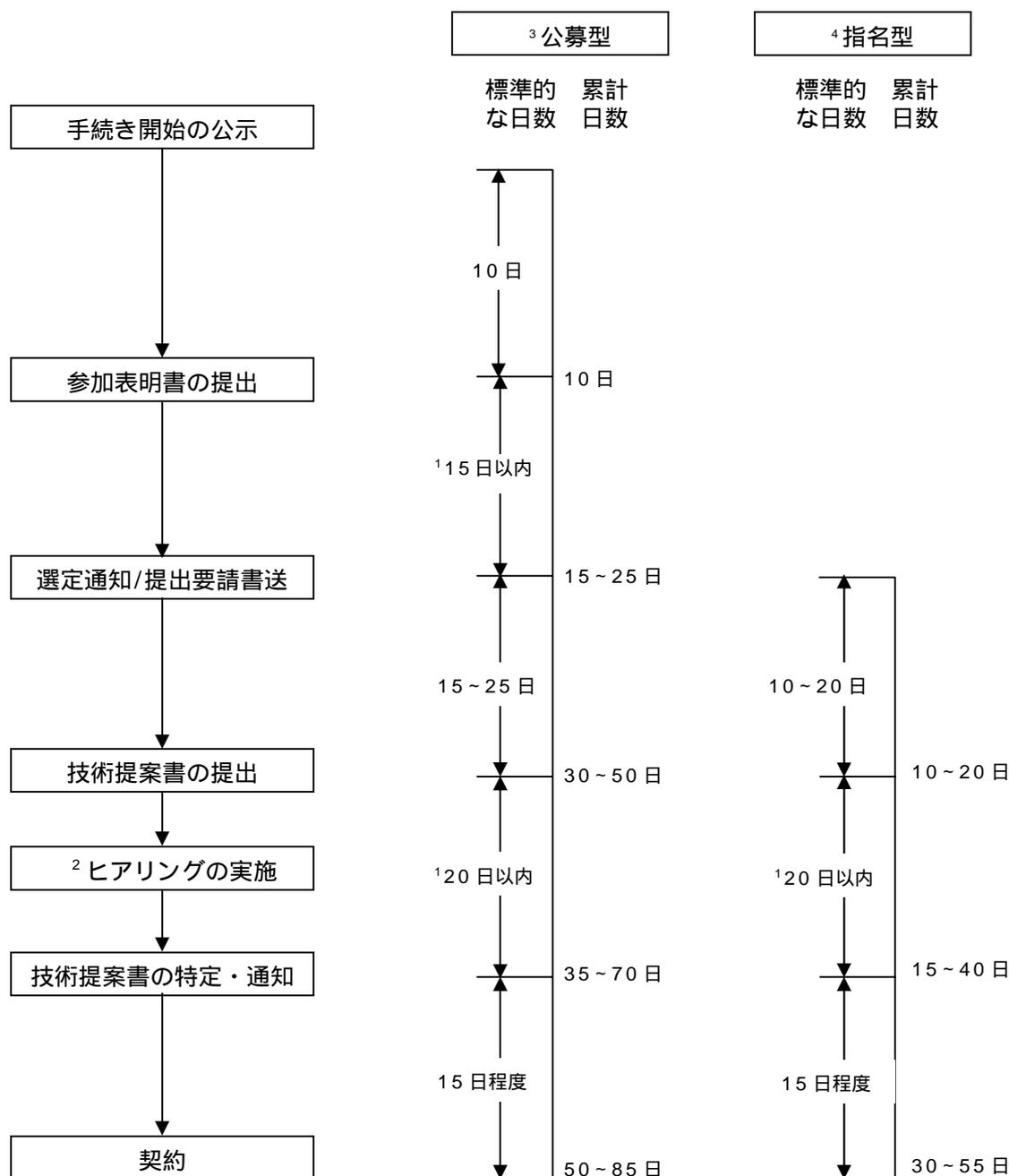
公募型プロポおよび総合評価方式を基本として



4. プロポーザル方式及び総合評価方式の実施手順

(1) プロポーザル方式の実施手順

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(暫定版)」に準拠し、プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務内容等により短縮可能とする。



¹ 累計日数の計算において「15日以内」は便宜上「5~15日」として、「20日以内」は便宜上「5~20日」として取り扱った。

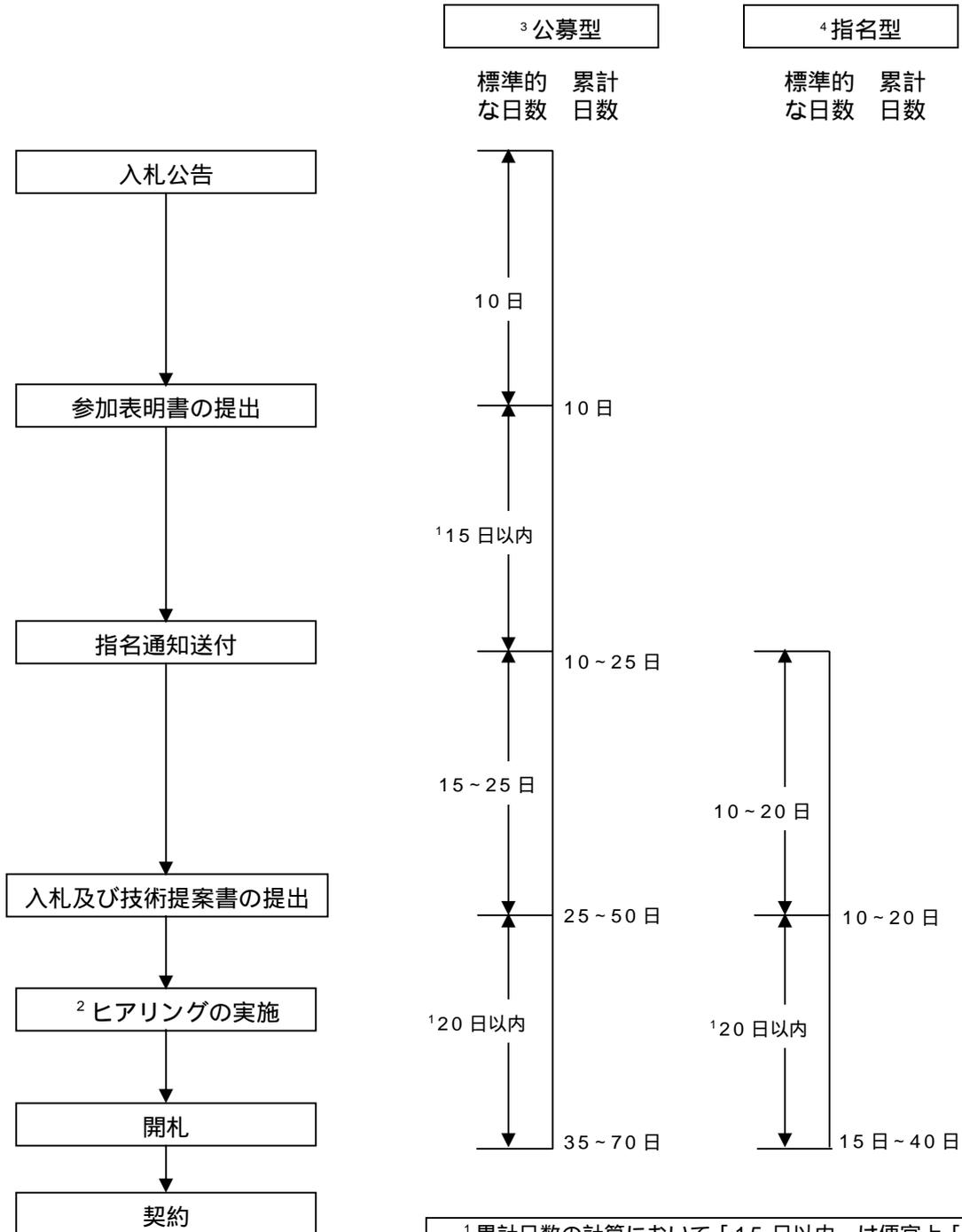
² 原則として実施するが、必要に応じて実施を省略することも可能。

³ 標準的な日数は「運用ガイドライン(暫定版)」のプロポーザル方式の実施手順の簡易公募型に準拠し設定した。

⁴ 同じく標準型に準拠し設定した。

(2) 総合評価落札方式の実施手順

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(暫定版)」に準拠し、総合評価落札方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務内容等により短縮可能とする。



¹ 累計日数の計算において「15日以内」は便宜上「5~15日」として、「20日以内」は便宜上「5~20日」として取り扱った。
² 原則として実施するが、必要に応じて実施を省略することも可能。
³ 標準的な日数は「運用ガイドライン(暫定版)」の総合評価方式の実施手順の簡易公募型に準拠し設定した。
⁴ 同じく標準型に準拠し設定した。

(3) プロポーザル方式と総合評価方式の実施手順上の留意点

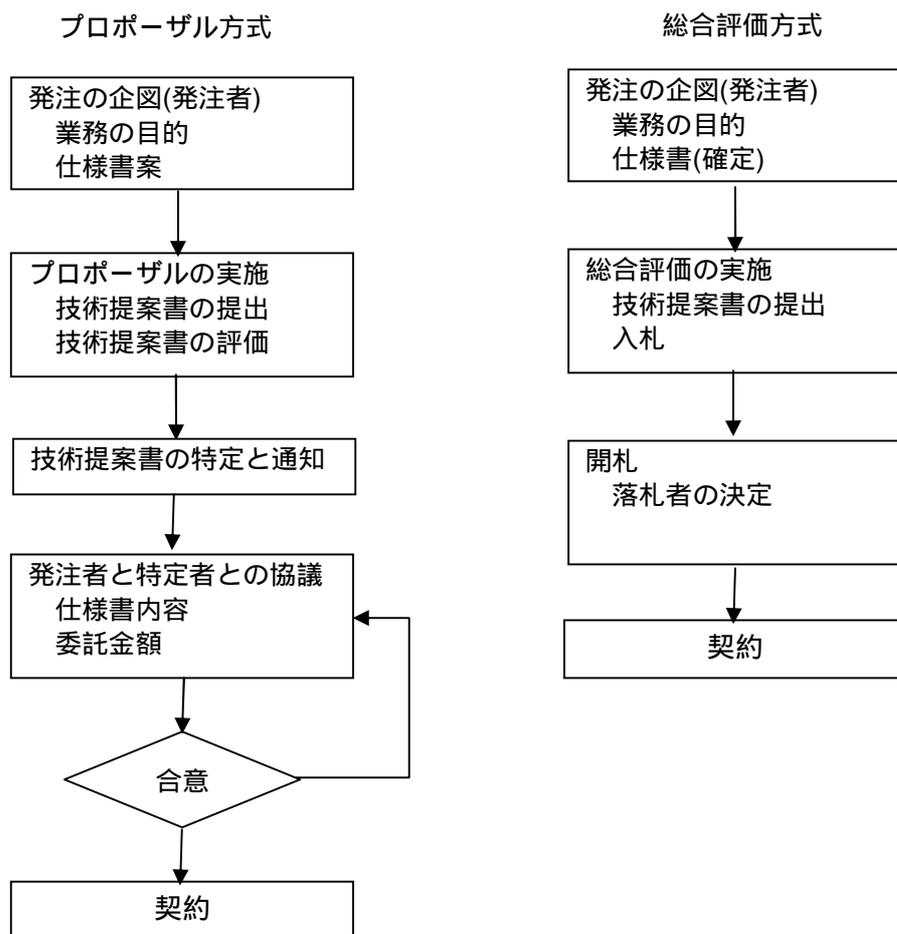
プロポーザル方式と総合評価方式の実施手順の相違点

プロポーザル方式は、基本的に予定技術者、業務実施方針、技術提案、ヒアリングにより評価し技術提案書の特定を行うものである。これに対して総合評価方式は、上記に加え、入札価格により評価し受託者の特定を行う。

したがって実施手順において、プロポーザル方式は、技術提案書の提出以降、ヒアリング、技術提案書の特定・通知手続を経て、特定者と仕様内容や委託価格に関する協議を行い、発注者と特定者との合意を得た後、受託者が確定する。

しかし総合評価方式では、技術提案書とともに入札を行い、ヒアリング、開札手続を経て、受託者が特定されることになる。そのため、プロポーザル方式での技術提案書の特定・通知から契約までの期間は、総合評価方式での開札から契約までの期間に比べやや日数がかかることもある。

プロポーザル方式と総合評価方式の実施手順の相違点

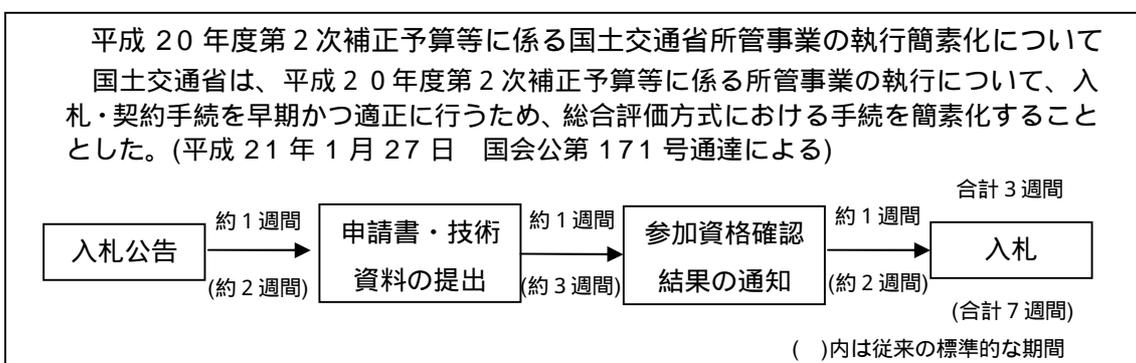


実施に要する日数の設定について

前記実施手順フローにおける日数については、一般的な都市計画業務における標準的な数値として設定したものであり、業務の内容や発注者の事情等により柔軟に定めることが必要となる。(国土交通省でも、通常の半分以下の期間に短縮するような対応をする事例もある。下記枠内参照)

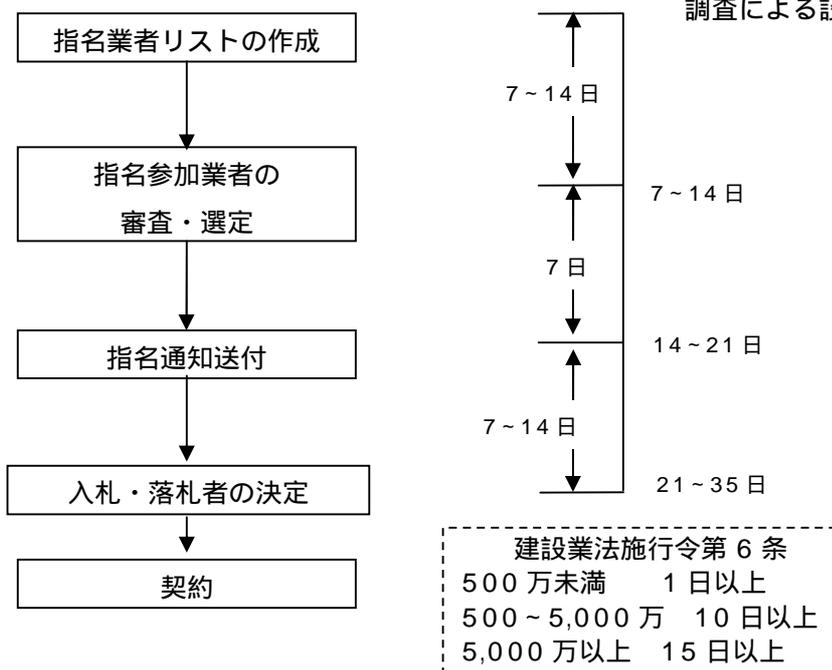
実施期間を短縮する場合には、例えば以下のような対応も考慮することが考えられる。

- 一次選定者の選定までの期間の短縮
- 技術提案書の提出までの期間の短縮
- ヒアリングの省略
- 技術提案書の特定までの期間の短縮



なお、プロポーザル方式や総合評価方式では指名型でも 1 ヶ月前後の期間を必要とするが、自治体への聞き取り調査によれば、従来の指名型の価格競争入札でも 1 ヶ月程度は必要となることが一般的であり、プロポーザル方式や総合評価方式が特に長期間を要するとは必ずしもいえない。

【参考】価格競争入札方式の想定所要日数 (自治体への聞き取り調査による設定値)



5. プロポーザル方式における技術評価等の考え方

(1) 一次選定(選定段階)での評価例

評価項目の考え方

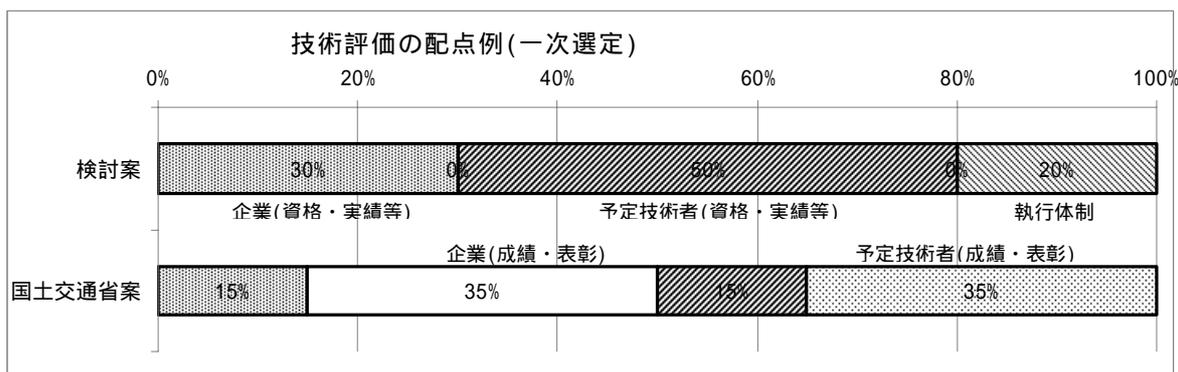
- ・一次選定においては、国土交通省の「運用ガイドライン(暫定版)」を参考に、発注業務に対応した実績(企業、予定技術者)、執行体制を評価対象とする。
- ・「運用ガイドライン(暫定版)」においては、「成績・表彰」に重点を置いているが、都市計画業務においてはTECRISの対象とならない業務も多いこと、成績を重視することにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する必要があること等により、「成績・表彰」は評価しないこととする。

「運用ガイドライン(暫定版)」と検討案における評価の考え方

評価項目	評価内容	評価着眼点	運用ガイドライン(暫定版)	検討案
企業	企業	資格・実績等	・当該技術部門への登録 ・同種又は類似業務等の実績	・同左
		成績・表彰	・TECRIS 平均評価点 ・局長表彰、事務所長表彰の実績	・評価対象としない
予定技術者	管理技術者	資格・実績等	・技術者資格(技術士、RCCM等) ・同種又は類似業務等の実績 ・地域精通度 ・手持ち業務量	・技術者資格(技術士、RCCM等) ・都市計画 CPD ・同種又は類似業務等の実績
		成績・表彰	・TECRIS 平均評価点 ・局長表彰、事務所長表彰の実績	・評価対象としない
執行体制(業務実施体制)			・配点はせず、再委託の内容が不明確・不自然、業務分担が不明確の場合は選定しない	・動員計画、JV、学識経験者の活用等

技術評価の配点例

- ・「運用ガイドライン(暫定版)」においては、企業と予定技術者のウエイトは同じであるが、検討案においては、コンサルタントの新規参入を阻害しないことを配慮し、予定技術者のウエイトを高く設定した。
- ・「執行体制(業務実施体制)」については、「運用ガイドライン(暫定版)」においては配点せず不適切なケースのみ選定しないものとしているが、検討案においては配点を与えるものとした。



(2) 二次選定(特定段階)での評価例

重視する能力と業務内容例

- ・ プロポーザル方式または総合評価方式において評価すべき能力としては、知識に加えて構想力・応用力と調整力が考えられる。
- ・ これらの能力のうち重視すべき能力は、個々の業務の目的・内容によって異なる。
したがって、個々の業務ごとにどの能力が求められるか(重視されるか)を明確にして、それにふさわしいプロポーザルの評価(配点)を行う。

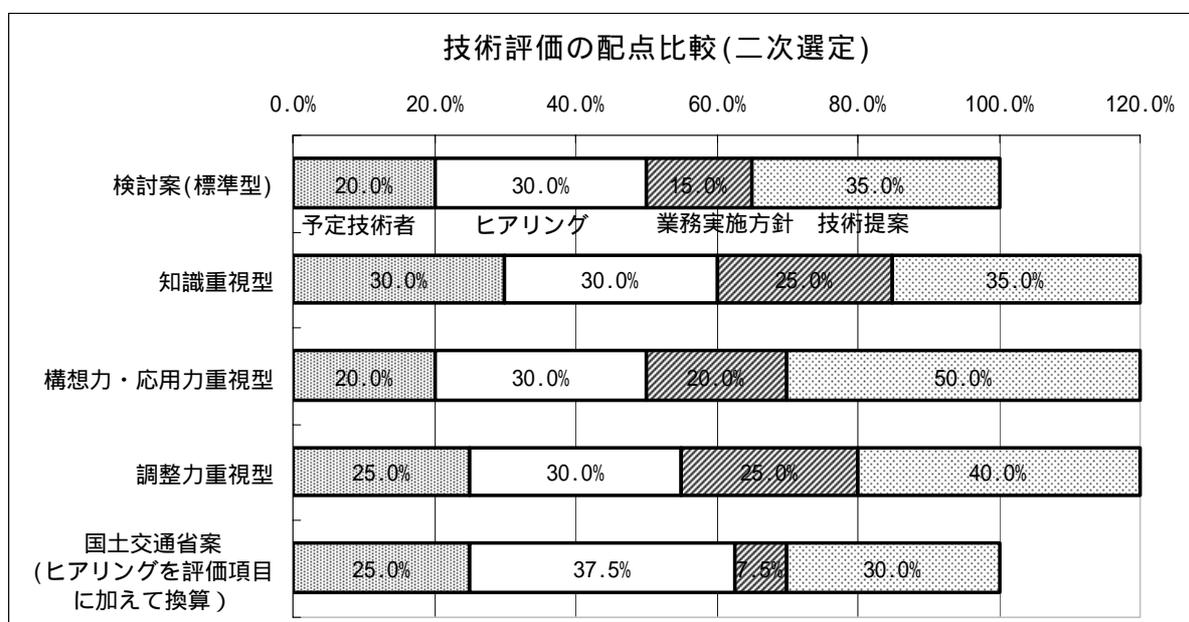
評価すべき能力	定 義	評価の方法・視点	対象となる代表的な業務
知識	対象業務における課題及びそれを解決する方策に関して、同種または類似する業務の実績があり、これらに関連する知識と合わせて業務を円滑に実施し、良好な成果が得られると考えられる能力	予定技術者の経歴・地域精通度または業務実施方針等により、これまでに蓄積された知識や経験が、業務の課題や解決方策を実施するうえで十分であるかどうか	基礎的な調査や整備目的・内容の明確な調査・設計業務
構想力・応用力	対象業務における課題を解決する方策に関して必要な分析を行い、論理的かつ合理的な視点で課題を解決すると共に、新しい価値やアイデアを企画・提案できると考えられる能力	技術提案(または業務実施方針)等により、テーマや課題に対する対処のプロセスや考え方が新しい価値やアイデアを提示し、かつ地域条件等に見合った実現可能なものであるかどうか	課題や解決方策の条件を詰め、最適解を策定する構想・計画業務 課題解決の方策が不明確、または多数考えられる業務
調整力	計画を実現化していくために、関係機関等と異なる意見や要請を適切な方向へ協議・調整し、まとめることが出来る能力、および関係者等による委員会、懇談会、ワークショップ等において適切な方向に合意形成を行うことができる能力。	予定技術者の経歴、業務実施方針または技術提案等により、問題点の分析が適切に行われ、多様な観点から課題を適切な方向に導いていくことが可能であるかどうか	構想・計画の最適解を策定し、計画の実現性を高めていく業務、またはその点が重要なウエイトを占めている業務 計画調整・合意形成が重要な役割を占めている業務

技術評価の配点例

- ・項目別配点の標準型を設定し、これに重視する能力に応じて評価項目に加点して配点を設定する。
- ・標準型の設定については、国土交通省の「運用ガイドライン（暫定版）」の配点例(ヒアリングを評価項目に加え換算したもの)を参考にした。
- ・なお、下表は一例であり、評価すべき能力や業務内容に応じて配点を調整することも必要となる。

区分	予定技術者	ヒアリング	業務実施方針	技術提案	合計
検討案(標準型)	20%	30%	15%	35%	100%
知識重視型	30%(+10)	30%	25%(+10)	35%	120%
構想力・応用力重視型	20%	30%	20%(+5)	50%(+15)	120%
調整力重視型	25%(+5)	30%	25%(+10)	40%(+5)	120%

注：()は加点



(3) 運用に当たっての留意点

業務の特性等に応じた柔軟な運用

ここに示した一次選定および二次選定の評価項目や配点は国土交通省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び装具評価落札方式の運用ガイドライン（暫定版）」を基に取りまとめたものである。

都市計画業務の内容は多様であり、また地域の特性等によって業務の方法や求める成果も多様である。このため、このガイドラインの適用・運用に当たっては提示した内容にとらわれることなく、当該業務の特性等に応じた柔軟な運用を行って適正な企業と予定技術者を選定することが重要である。

技術提案書のボリュームについて

技術提案書の作成に関しては、発注者の評価作業や応募コンサルタントの提案書作成作業が過

度な負担とならないよう、業務実施方針や特定テーマごとに、原則A4版1～2ページ程度の分量とすることが望ましい。

ヒアリングについて

都市計画業務は業務方法等が多様で標準的な仕様がないことから、その成果や業務遂行過程での対応は担当技術者の技量に負うところが大きい。このため、都市計画業務の二次選定においては基本的に予定技術者へのヒアリングを行い、またその配点も高くした。

しかし、ヒアリングの実施は適切な予定技術者の選定には有効である一方、発注者と受注者双方に負担を強いることも事実である。

このため、その実施は業務の特性や期間等の特性に応じて柔軟に判断することが必要である。

* 地方自治体へのアンケート結果では、価格競争での問題点では（Q4 - 3）成果品の品質よりも予定技術者の能力や意欲に対する問題点が多い割合を示している。

事後評価の活用

土木設計を主体とした業務ではこれまで TECRIS 等によって事後評価の実施とそのデータ蓄積がなされ、これを活用した企業や予定技術者の評価が可能となっている。しかし、都市計画業務では事後評価データの蓄積が十分ではなく、これを活用した評価は困難である。

このため、今後都市計画業務においても発注方式を問わず（プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入札方式、随意契約方式 等）業務の事後評価を行い、一定のデータ蓄積がなされた段階からこれを活用した評価と選定を行うことが望ましい。

【資料】技術評価の内容

1. 一次選定(選定段階)での技術評価

(1)企業の評価

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価のウェイト
		資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等				下記の順位で評価する。 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録無し。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	30%
	専門技術力	成果の確実性	過去 年間の同種又は類似業務等の実績の内容(過去 10 年程度を基本とする)【件数を評価する場合はその旨を記述する】		下記の順位で評価する。 平成 年度以降に同種業務の実績又は過去に に関する研究実績がある。 平成 年度以降に類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	

(2)予定技術者の評価

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価のウェイト
		資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等				下記の順位で評価する。 技術士資格(部門) 高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験又は工学博士を有する。 RCCM を有する。 都市計画 CPD を過去 3 年以内に 150 単位以上取得している。() なお、上記以外の場合は選定しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	50%
	専門技術力	業務執行技術力	過去 年間の同種又は類似業務等の実績の内容(過去 10 年程度を基本とする)【件数を評価する場合はその旨を記述する】		下記の順位で評価する。 平成 年度以降に同種業務の実績、過去に高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験又は過去に に関する研究実績がある。 平成 年度以降に類似業務の実績がある。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	

都市計画 CPD については、その位置づけ・運用が明確になった段階から評価対象として適用することが考えられる。

(3) 執行体制(業務実施体制)

評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
		判断基準	
業務実施 体制	業務実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・適材適所によるJVや学識経験者の活用、企業連携等は優位に評価する。・動員計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。 ただし下記項目に該当する場合には選定しない。 <ul style="list-style-type: none">・再委託の内容が、主たる部分の場合。・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	20
合計			100%

2. 二次選定(選定段階)での技術評価

(1) 予定技術者の評価

評価項目		評価の着目点				評価のウェイト
		判断基準				
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 技術士資格(部門) 高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験又は工学博士を有する。 RCCM を有する。 都市計画 CPD を過去 3 年以内に 150 単位以上取得している。() なお、上記以外の場合は選定しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	20%
		担当技術者			下記の順位で評価する。 技術士資格(部門) 高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験又は工学博士を有する。 RCCM を有する。 都市計画 CPD を過去 3 年以内に 150 単位以上取得している。() なお、上記以外の場合は加点しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	
	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去 年間の同種又は類似業務等の実績の内容(過去 10 年程度を基本とする)【件数を評価する場合はその旨を記述する】	下記の順位で評価する。 平成 年度以降に同種業務の実績、過去に高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験又は過去に関する研究実績がある。 平成 年度以降に類似業務の実績がある。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	
		担当技術者			下記の順位で評価する。 平成 年度以降に同種業務の実績、過去に高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験又は過去に関する研究実績がある。 平成 年度以降に類似業務の実績がある。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、業務実績が無い場合は加点しない。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	

都市計画 CPD については、その位置づけ・運用が明確になった段階から評価対象として適用することが考えられる。

(2) ヒアリングの評価

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
業務実施方針および特定テーマに対する説明	説明内容	<ul style="list-style-type: none"> 説明内容の的確性 <ul style="list-style-type: none"> 業務理解度・実施方針・体制の妥当性 特定テーマに対する技術提案の的確性 実現性・独創性・構想力・調整力の技術的能力の高さ 	30%
	説明態度	<ul style="list-style-type: none"> 説明のわかり易さ 説明者の業務に対する熱意 説明態度 	
質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> 応答内容の的確性 <ul style="list-style-type: none"> 質問内容を的確に把握して答えているか。(回答に過不足がないか) 応答態度の良さ <ul style="list-style-type: none"> わかり易く、親しみがもて、業務に対する熱意が伝わる応答態度である場合、優位に評価する。 回答しにくい質問であっても、適切な方向へ導いていこうという姿勢が見られる場合は優位に評価する。 		

(3) 業務実施方針の評価

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15%
	実施方針	業務実施手順に示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		論理的、合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できていると考えられる場合に優位に評価する。	
		多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能と考えられる場合に優位に評価する。	
実施体制	業務遂行のための動員計画、JV提案、学識経験者の活用等が有効な場合に優位に評価する。		

(4) 技術提案の評価

評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
	判断基準		
特定テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	35%
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	
		住民・事業者・行政等多様な視点から問題点や利害特質等が把握・分析されていると考えられる場合に優位に評価する。	
		多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能と考えられる場合に優位に評価する。	
	独創性	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
論理的・合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できていると考えられる場合に優位に評価する。			
合計			100%

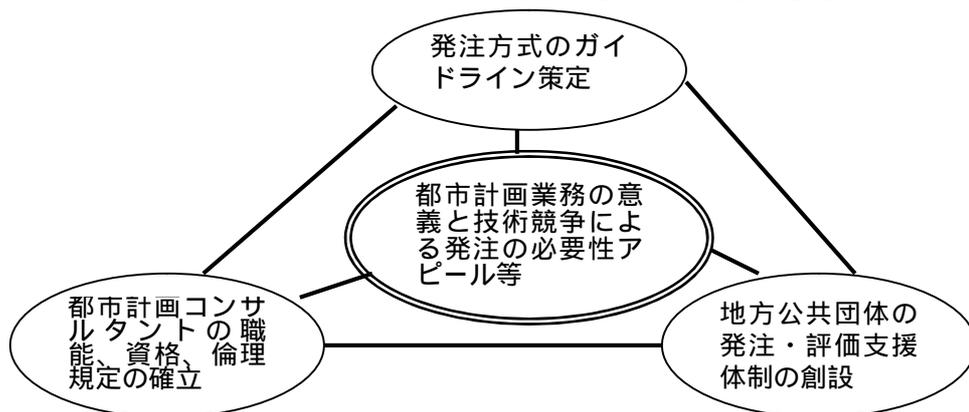
6. プロポーザル方式を推進するための今後の課題

当研究会では都市計画の目的や業務の特性等から、その発注はプロポーザル方式が望ましいとした。その都市計画業務は地方公共団体からの発注が大半である。しかし、地方公共団体には都市計画専門家はきわめて少ない。プロポーザル方式等によって発注する場合に専門的な能力を必要とするが、その人材が不足することとなり、このことが地方公共団体のプロポーザル方式による発注が少ない主要な要因の一つともなっている。

このため、プロポーザル方式における実施手順、技術評価の項目、評価基準等を内容とする標準的なガイドラインを策定した。

さらに、プロポーザル方式による都市計画業務の発注を推進していくためには、次のような施策を合わせて実施していくことが必要である。

図 プロポーザル方式の推進のために必要な施策



(1) 都市計画業務の意義と技術競争による発注の必要性のアピール等

都市計画業務はその特性から大半が非定型業務であり、また公共の福祉の追求という目的から高い費用対効果と品質が求められることから、価格競争にはなじまず技術競争による発注が望ましい。

しかし、地方自治体における発注の過半数は価格競争入札による発注となっており、プロポーザル方式によるものはわずか2.2%に止まっている。

このため、改めて都市計画業務の目的・意義を国民や市民に認識してもらい、適切な品質を確保して良好な都市・地域づくりのためにはプロポーザル方式によることが望ましいことをアピールしていくことが不可欠である。

* 地方自治体へのアンケート結果によると、価格競争入札を採用する理由として(Q3)「1. 委託金額を安くしたい 49.8%」と、都市計画業務においても品質より価格を重視している。

(2) 発注および技術評価等の支援

技術評価による発注と特定には客観的で公平な妥当性を必要とする。しかし、地方公共団体にはそれを実施できる都市計画の専門家が少ないことから、これを支援する組織を各都道府県単位で設立しておいて、地方公共団体からの支援要請に基づいて専門家を派遣する等の支援が必要である。

その組織には、各都道府県に存在する技術センター等の既存組織を活用し、その既存組織内に管内の都市計画専門家を登録する等によって支援組織を立ち上げておくことが実際的である。

* 地方自治体へのアンケート結果では、プロポーザル方式を採用しない理由(Q8)で、「1. 発注方式がわからない 5.7%」、「2. プロポーザルを評価・審査する人材が町内にいない 9.0%」、「3. 手続きに時間や負担がかかってしまう 21.7%」で、この3つの合計は36.4%である。仮に発注と技術評価等の支援が十分になされて、これらの問題が解消されるならば、この36.4%に相当する業務が価格競争方式からプロポーザル方式で発注される可能性を示している。

(3) 都市計画の職能、資格、倫理規定の明確化・確立

社会の中で職業として明確に位置づけられて一定の役割を果たしていくためにはその職能とそれに対応した資格が明確であることが必要である。

しかし、都市計画、都市計画業務、都市計画コンサルタント等については社会的な認知がなされているとは言いがたい。このことが、都市計画に関する諸問題の根本要因ともなっている。また、技術評価による発注においても適切な技術者を選定していくためにはその資格や技術力が判定できることが必要である。

このため、都市計画の職能、資格、倫理規定を明確にして社会の中で都市計画の役割をアピールし、良好な都市・地域づくりに資することが必要である。

(4) 都市計画技術者の技術・資質の維持向上

都市計画の信頼のためにはそれを行う都市計画の専門家の能力・技術が適切なものである必要がある。都市計画は経済や社会等の変化に対応して変化していくものであることから、一度資格を取得したら終わるのではなく、それを維持向上していくことが必要である。

このため、都市計画技術者の技術や資質の維持向上のためのシステム確立と実践を行っていくことが必要である。それは、都市計画関係団体で実施している都市計画CPDを活用するとともに、その教育・研修システムの確立やそれを実践する組織の確立が必要である。

(5) 事後評価等のデータ蓄積

業務の特性等に対応した適正な技術者の選定に当たっては、技術者の既往の業務実績等があると有用である。このため、業務完了後に事後評価を行い、その結果を蓄積して発注に当たって活用することが望ましい。

その実施は、前述の発注に当たって行った「発注および技術評価」の担当者が行い、そのデータの蓄積は既存の TECRIS を活用することが現実的である。

資料・都市計画業務の発注実態調査

資料 - 1 調査の概要

(1) 調査票配布対象

- ・全国都道府県及び市のうち、メールアドレス判明自治体の都市計画担当課(都市計画コンサルタント協会調べ)
(都道府県：44自治体、市：414自治体、計458自治体、詳細は次ページ参照)

(2) 調査時期

- ・平成20年10月
(10月20日(月)発送、10月28(火)回収締め切り)

(3) 配布回収方法

- ・メールによる配布、メール又はFAXによる回収

(4) 回収状況

- ・発送数：458票
- ・回収数：221票(回収率：48.3%)
- ・有効回収数：218票(有効回収率：47.6%)

調査票配布自治体数

自治体名	15万人以上		10～15万人市	5～10万人市	計
	都道府県	市			
北海道	1	6	3	7	17
青森県	1	1	0	1	3
岩手県	1	1	2	2	6
宮城県	1	1	0	4	6
秋田県	1	1	1	4	7
山形県	1	1	2	2	6
福島県	1	3	0	5	9
茨城県	1	4	2	11	18
栃木県	1	2	3	4	10
群馬県	1	4	1	4	10
埼玉県	1	7	6	14	28
千葉県	1	10	5	11	27
東京都	1	7	6	5	19
神奈川県	0	12	1	3	16
新潟県	1	3	2	3	9
富山県	0	2	0	1	3
石川県	1	1	1	2	5
福井県	1	1	0	4	6
山梨県	1	0	0	2	3
長野県	1	3	1	6	11
岐阜県	1	2	2	4	9
静岡県	1	5	4	5	15
愛知県	1	7	7	16	31
三重県	1	4	2	3	10
滋賀県	1	1	3	6	11
京都府	1	2	0	7	10
大阪府	1	11	5	6	23
兵庫県	1	4	1	7	13
奈良県	1	1	1	1	4
和歌山県	1	0	0	4	5
鳥取県	1	2	0	0	3
島根県	1	1	1	2	5
岡山県	0	2	1	4	7
広島県	1	5	1	1	8
山口県	1	5	1	4	11
徳島県	1	1	0	1	3
香川県	1	1	1	4	7
愛媛県	1	2	2	3	8
高知県	1	1	0	1	3
福岡県	1	3	1	6	11
佐賀県	1	1	1	3	6
長崎県	1	2	1	2	6
熊本県	1	1	1	5	8
大分県	1	1	1	4	7
宮崎県	1	2	1	1	5
鹿児島県	1	1	2	1	5
沖縄県	1	1	1	2	5
合計	44	139	77	198	458
全国自治体総数	47	158	102	277	537
発送割合(%)	93.6%	88.0%	75.5%	71.5%	85.3%

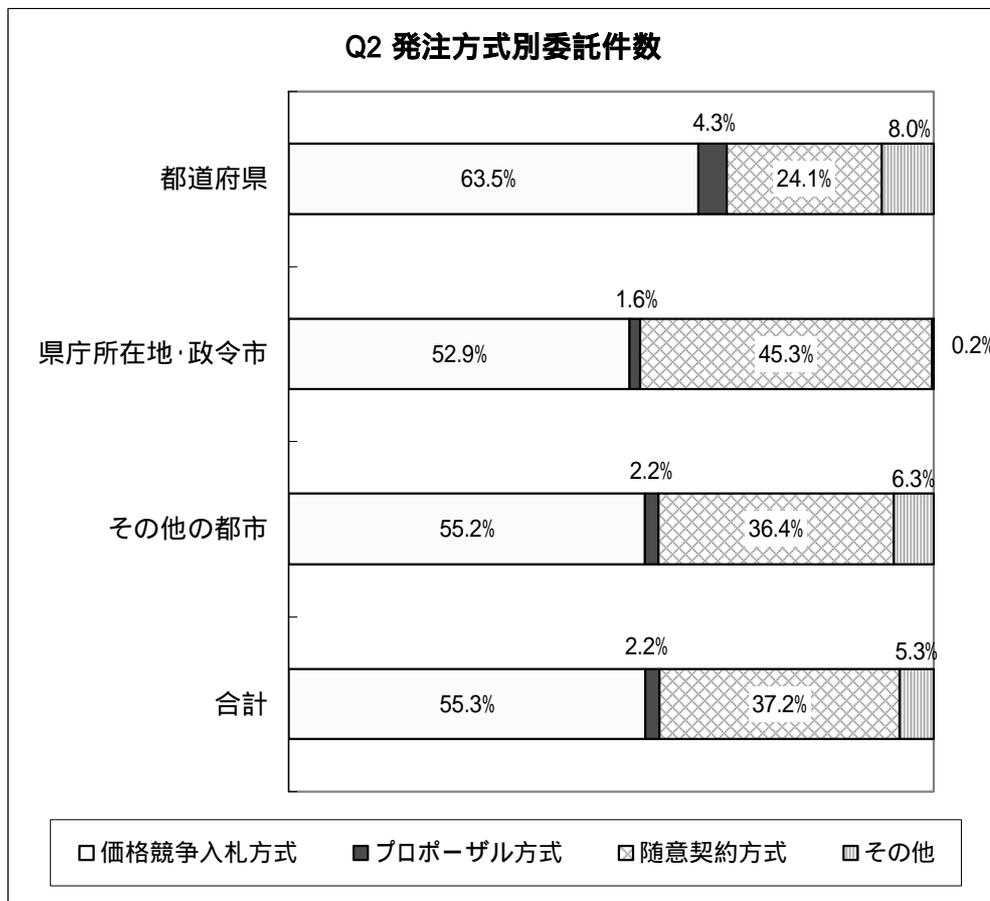
注：全国自治体総数はH19年3月末現在

資料 - 2 調査結果

発送数	458			有効票内訳	
回収票数	221	該当なし	3	有効票数	218
回収率	48.3%			回収率	47.6%
				都道府県	20
				県庁所在地・政令市	17
				その他の都市	181

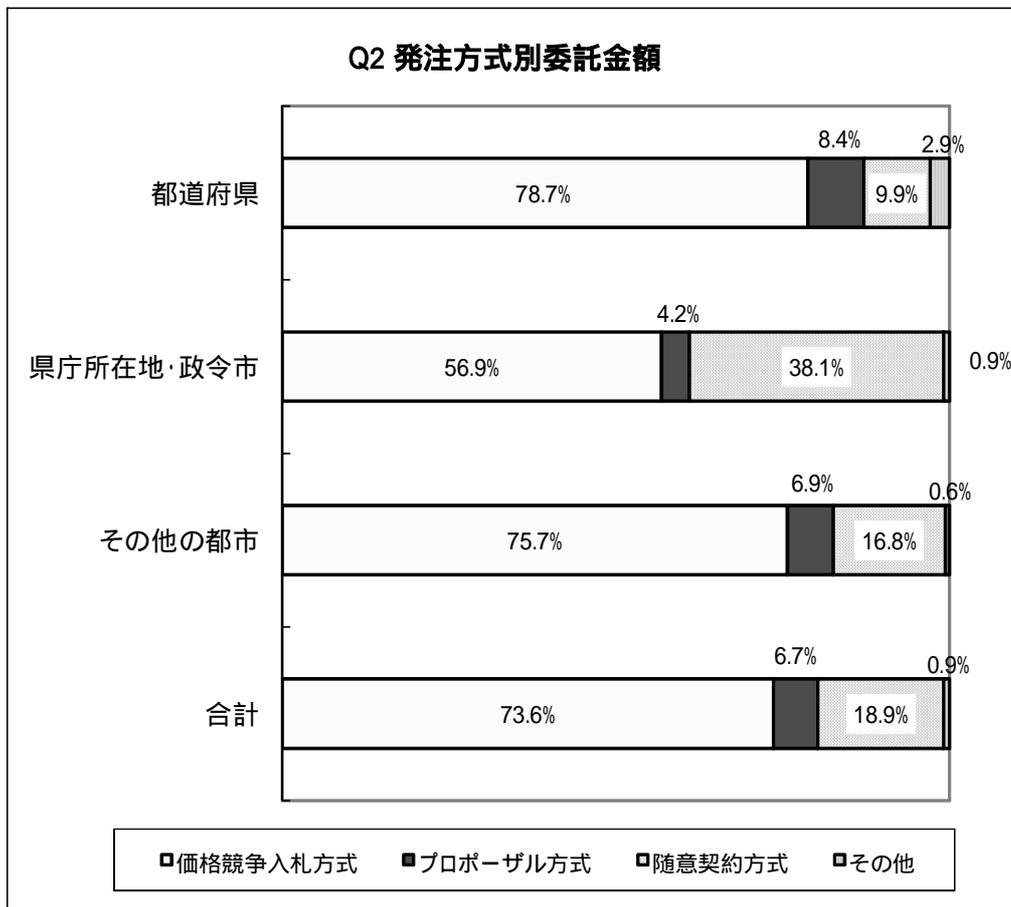
Q2 平成17～19年度の都市計画業務の発注方式別委託件数

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
価格競争入札方式	190	63.5%	452	52.9%	1,933	55.2%	2,575	55.3%
プロポーザル方式	13	4.3%	14	1.6%	76	2.2%	103	2.2%
随意契約方式	72	24.1%	387	45.3%	1,276	36.4%	1,735	37.2%
その他	24	8.0%	2	0.2%	219	6.3%	245	5.3%
合計	299	100.0%	855	100.0%	3,504	100.0%	4,658	100.0%



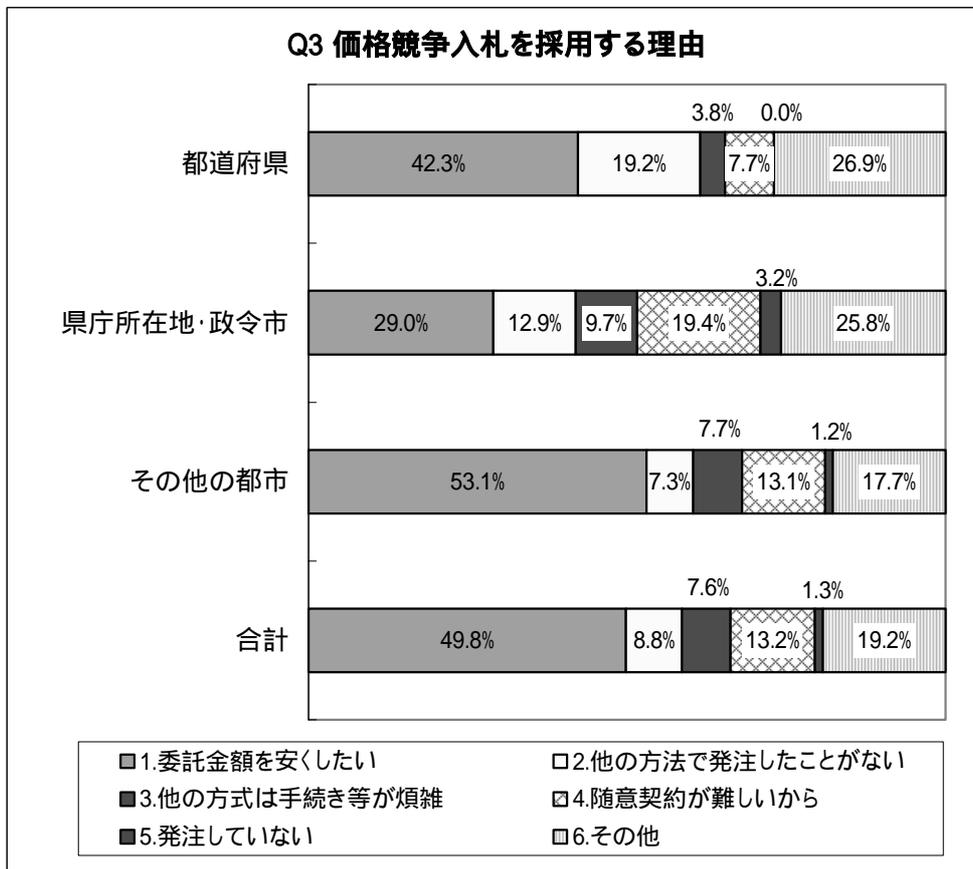
Q2 平成17～19年度の都市計画業務の発注方式別委託金額(100万円)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
価格競争入札方式	2,382.96	78.7%	2,363.20	56.9%	19,445.59	75.7%	24,191.75	73.6%
プロポーザル方式	254.60	8.4%	173.00	4.2%	1,760.78	6.9%	2,188.38	6.7%
随意契約方式	300.40	9.9%	1,583.10	38.1%	4,319.75	16.8%	6,203.25	18.9%
その他	88.20	2.9%	37.30	0.9%	159.90	0.6%	285.40	0.9%
合計	3,026	100.0%	4,157	100.0%	25,686	100.0%	32,868.77	100.0%



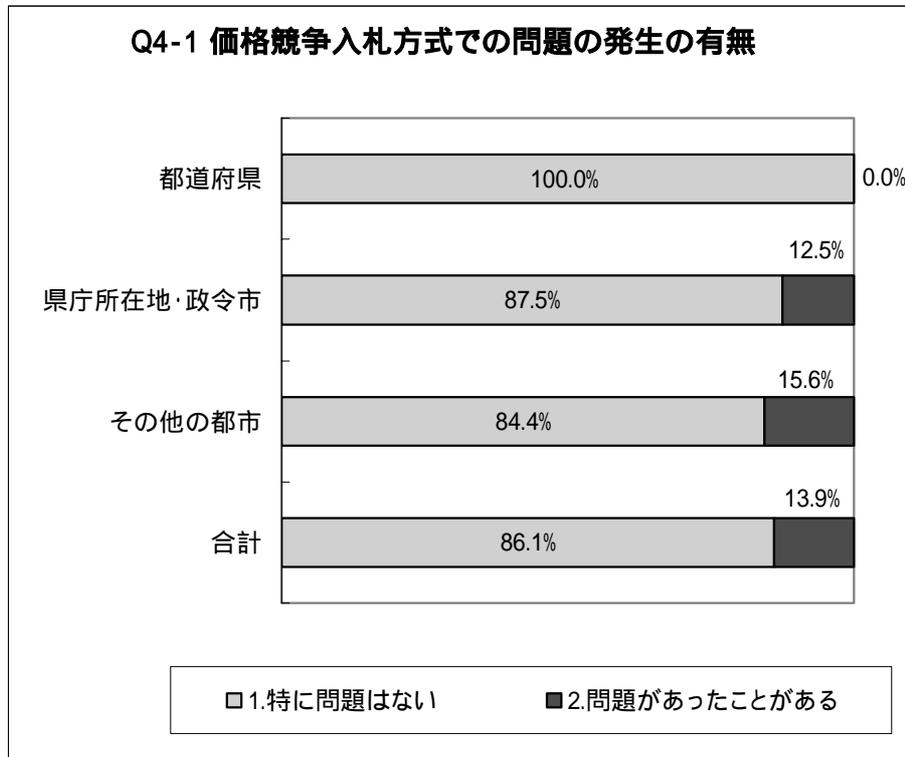
Q3 価格競争入札方式を採用する理由(複数回答)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.委託金額を安くしたい	11	42.3%	9	29.0%	138	53.1%	158	49.8%
2.他の方法で発注したことがない	5	19.2%	4	12.9%	19	7.3%	28	8.8%
3.他の方式は手続き等が煩雑	1	3.8%	3	9.7%	20	7.7%	24	7.6%
4.随意契約が難しいから	2	7.7%	6	19.4%	34	13.1%	42	13.2%
5.発注していない	0	0.0%	1	3.2%	3	1.2%	4	1.3%
6.その他	7	26.9%	8	25.8%	46	17.7%	61	19.2%
合計	26	100.0%	31	100.0%	260	100.0%	317	100.0%



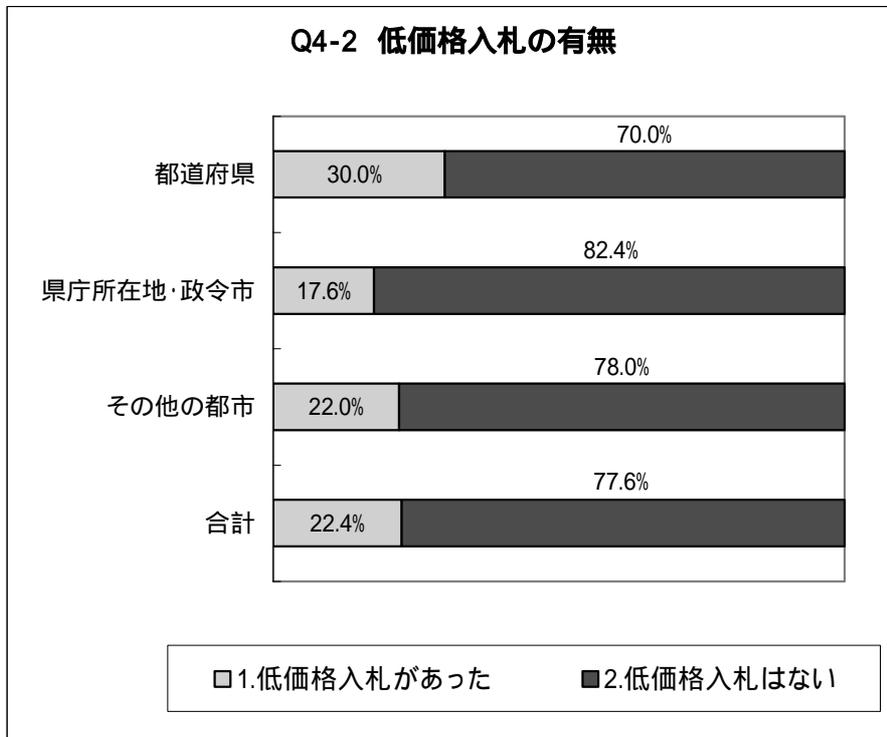
Q4-1 価格競争入札方式での問題発生の有無

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.特に問題はない	20	100.0%	14	87.5%	152	84.4%	186	86.1%
2.問題があったことがある	0	0.0%	2	12.5%	28	15.6%	30	13.9%
合計	20	1	16	100.0%	180	1	216	100.0%



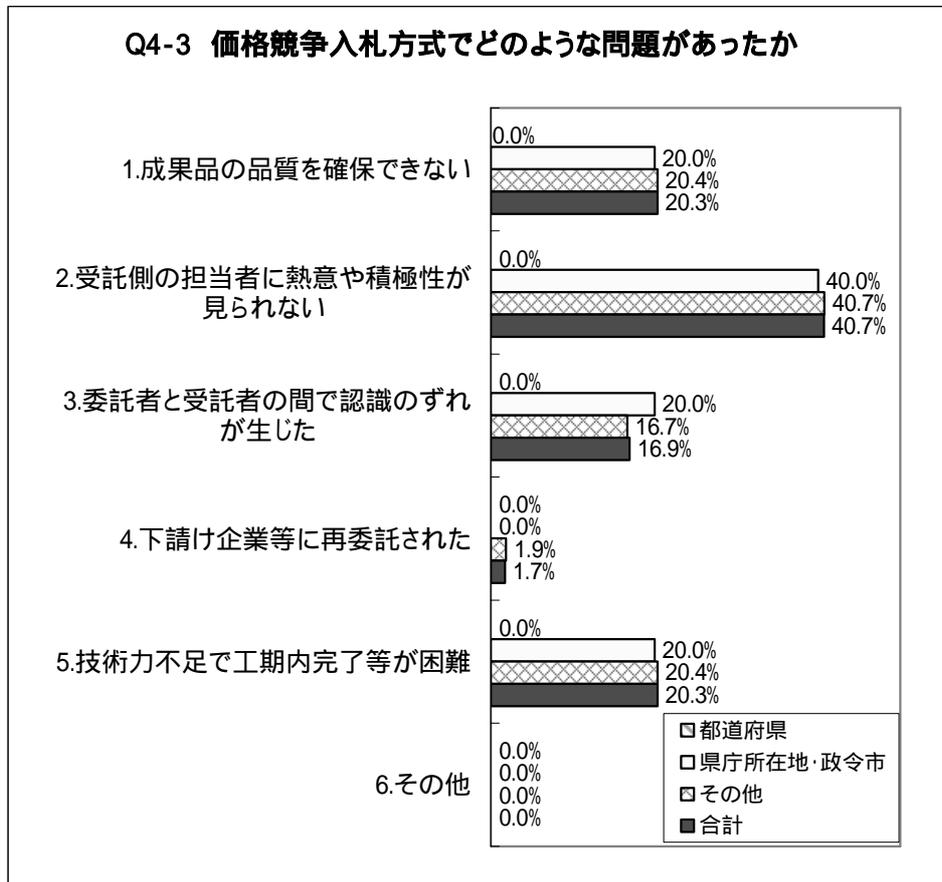
Q4-2 低価格入札の有無

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.低価格入札があった	6	30.0%	3	17.6%	39	22.0%	48	22.4%
2.低価格入札はない	14	70.0%	14	82.4%	138	78.0%	166	77.6%
合計	20	100.0%	17	100.0%	177	100.0%	214	100.0%



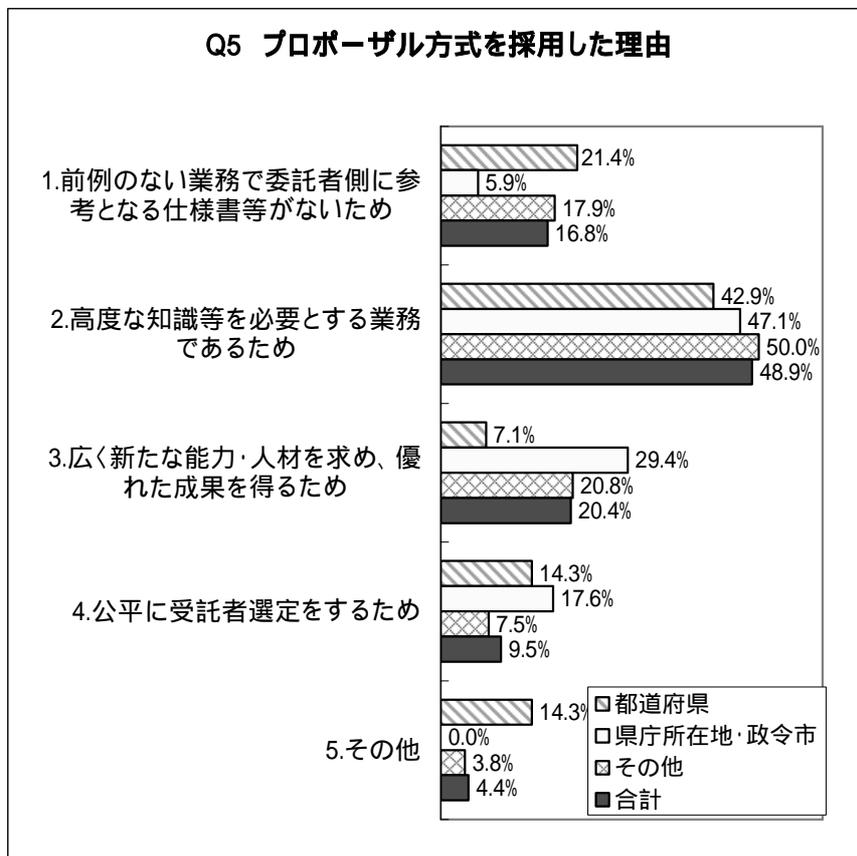
Q4-3 価格競争入札方式でどのような問題があったか(複数回答)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.成果品の品質を確保できない	0	0.0%	1	20.0%	11	20.4%	12	20.3%
2.受託側の担当者に熱意や積極性が見られない	0	0.0%	2	40.0%	22	40.7%	24	40.7%
3.委託者と受託者の間で認識のずれが生じた	0	0.0%	1	20.0%	9	16.7%	10	16.9%
4.下請け企業等に再委託された	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	1	1.7%
5.技術力不足で工期内完了等が困難	0	0.0%	1	20.0%	11	20.4%	12	20.3%
6.その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	0		5	100.0%	54	100.0%	59	100.0%



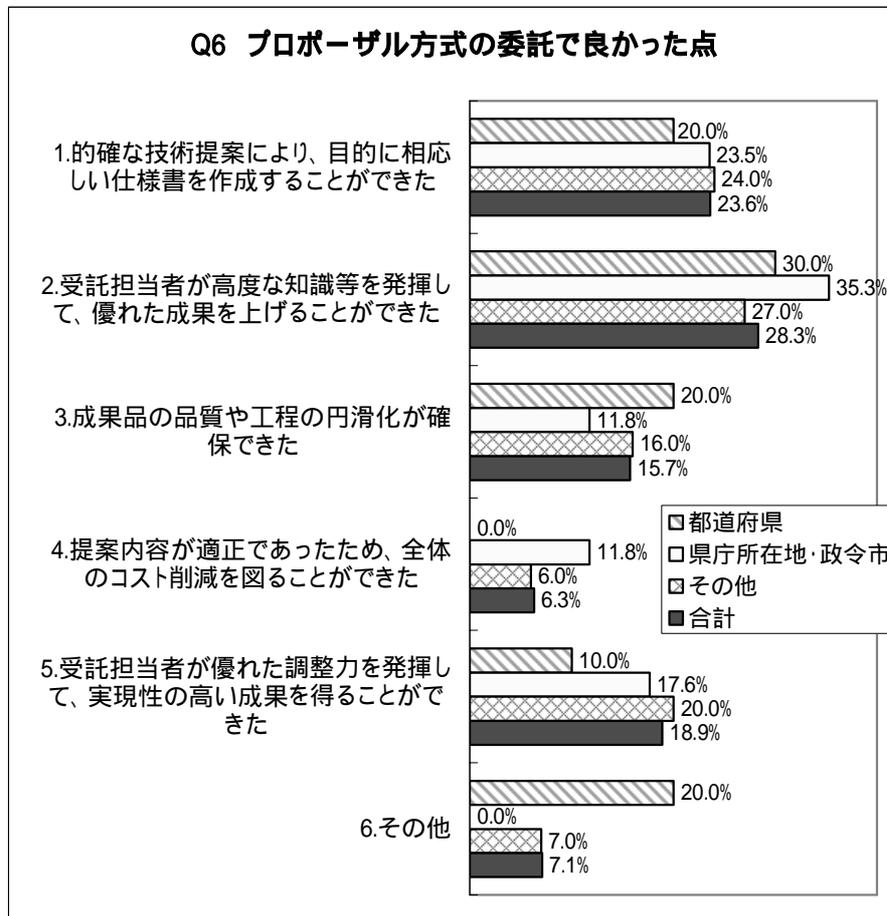
Q5 プロポーザル方式を採用した理由(複数回答)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.前例のない業務で委託者側に参考となる仕様書等がないため	3	21.4%	1	5.9%	19	17.9%	23	16.8%
2.高度な知識等を必要とする業務であるため	6	42.9%	8	47.1%	53	50.0%	67	48.9%
3.広く新たな能力・人材を求め、優れた成果を得るため	1	7.1%	5	29.4%	22	20.8%	28	20.4%
4.公平に受託者選定をするため	2	14.3%	3	17.6%	8	7.5%	13	9.5%
5.その他	2	14.3%	0	0.0%	4	3.8%	6	4.4%
合計	14	100.0%	17	100.0%	106	100.0%	137	100.0%



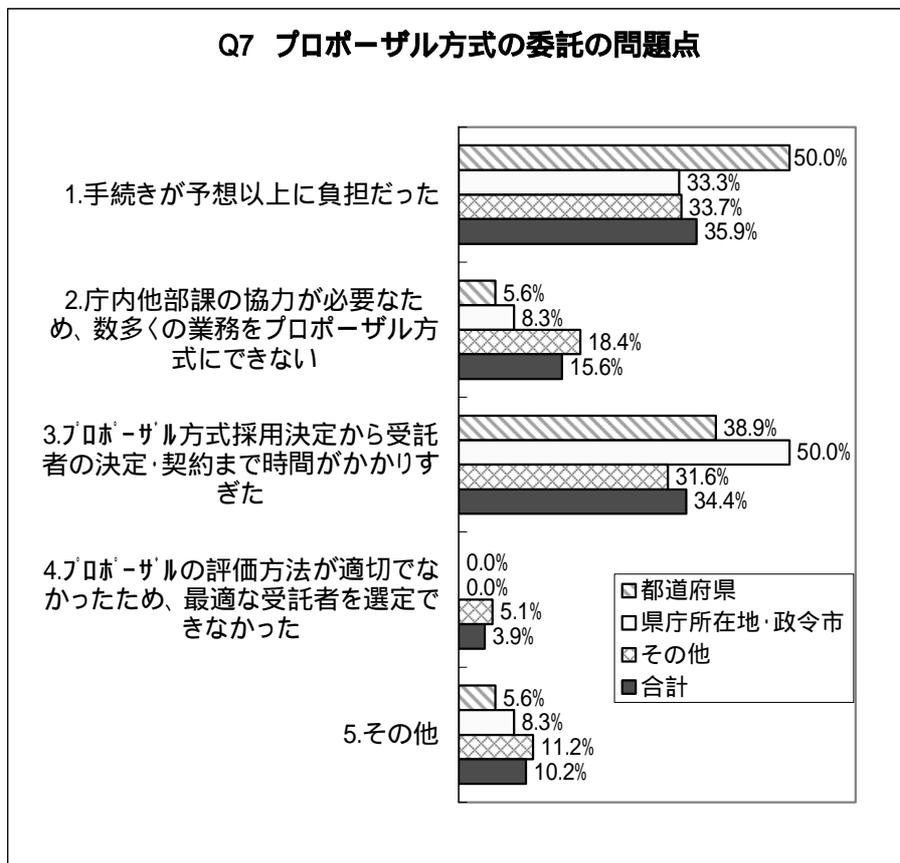
Q6 プロポーザル方式の委託で良かった点(複数回答)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.的確な技術提案により、目的に相応しい仕様書を作成することができた	2	20.0%	4	23.5%	24	24.0%	30	23.6%
2.受託担当者が高度な知識等を発揮して、優れた成果を上げることができた	3	30.0%	6	35.3%	27	27.0%	36	28.3%
3.成果品の品質や工程の円滑化が確保できた	2	20.0%	2	11.8%	16	16.0%	20	15.7%
4.提案内容が適正であったため、全体のコスト削減を図ることができた	0	0.0%	2	11.8%	6	6.0%	8	6.3%
5.受託担当者が優れた調整力を発揮して、実現性の高い成果を得ることができた	1	10.0%	3	17.6%	20	20.0%	24	18.9%
6.その他	2	20.0%	0	0.0%	7	7.0%	9	7.1%
合計	10	100.0%	17	100.0%	100	100.0%	127	100.0%



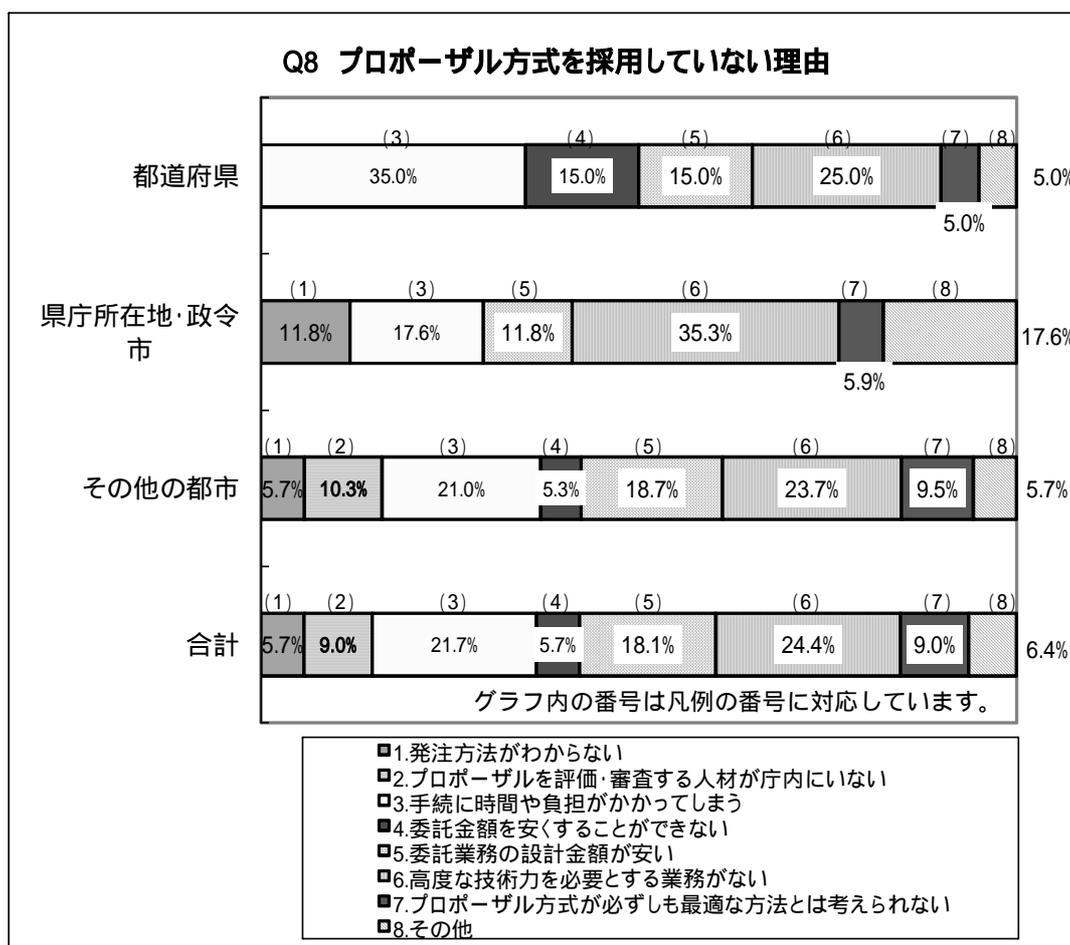
Q7 プロポーザル方式の委託の問題点(複数回答)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.手続きが予想以上に負担だった	9	50.0%	4	33.3%	33	33.7%	46	35.9%
2.庁内他部課の協力が必要なため、数多くの業務をプロポーザル方式にできない	1	5.6%	1	8.3%	18	18.4%	20	15.6%
3.プロポーザル方式採用決定から受託者の決定・契約まで時間がかかりすぎた	7	38.9%	6	50.0%	31	31.6%	44	34.4%
4.プロポーザルの評価方法が適切でなかったため、最適な受託者を選定できなかった	0	0.0%	0	0.0%	5	5.1%	5	3.9%
5.その他	1	5.6%	1	8.3%	11	11.2%	13	10.2%
合計	18	100.0%	12	100.0%	98	100.0%	128	100.0%



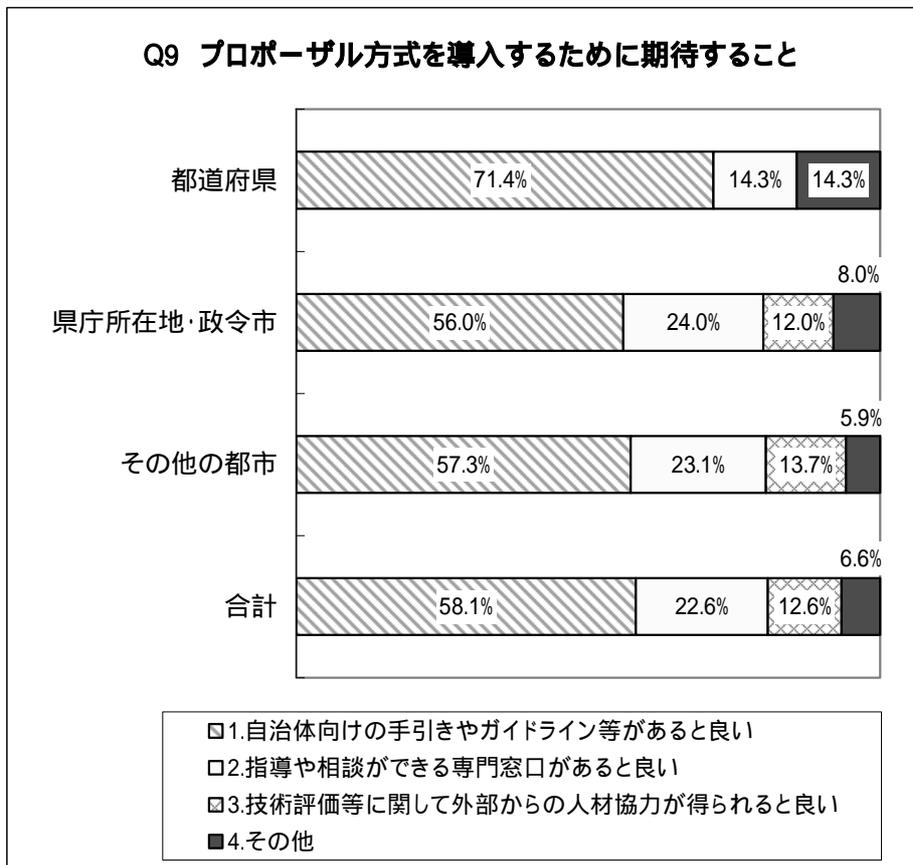
Q8 プロポーザル方式を採用していない理由(複数回答)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.発注方法がわからない	0	0.0%	2	11.8%	15	5.7%	17	5.7%
2.プロポーザルを評価・審査する人材が庁内にいない	0	0.0%	0	0.0%	27	10.3%	27	9.0%
3.手続に時間や負担がかかってしまう	7	35.0%	3	17.6%	55	21.0%	65	21.7%
4.委託金額を安くすることができない	3	15.0%	0	0.0%	14	5.3%	17	5.7%
5.委託業務の設計金額が安い	3	15.0%	2	11.8%	49	18.7%	54	18.1%
6.高度な技術力を必要とする業務がない	5	25.0%	6	35.3%	62	23.7%	73	24.4%
7.プロポーザル方式が必ずしも最適な方法とは考えられない	1	5.0%	1	5.9%	25	9.5%	27	9.0%
8.その他	1	5.0%	3	17.6%	15	5.7%	19	6.4%
合計	20	100.0%	17	100.0%	262	100.0%	299	100.0%



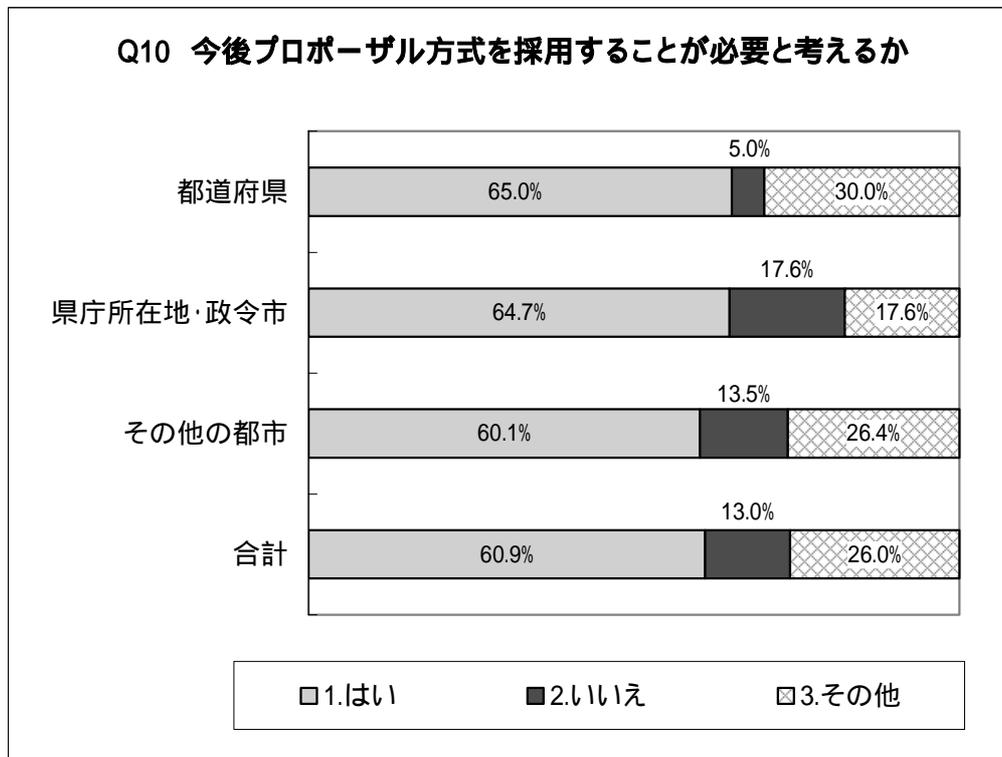
Q9 プロポーザル方式を導入するために期待すること(複数回答)

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.自治体向けの手引きやガイドライン等があると良い	15	71.4%	14	56.0%	146	57.3%	175	58.1%
2.指導や相談ができる専門窓口があると良い	3	14.3%	6	24.0%	59	23.1%	68	22.6%
3.技術評価等に関して外部からの人材協力が得られると良い	0	0.0%	3	12.0%	35	13.7%	38	12.6%
4.その他	3	14.3%	2	8.0%	15	5.9%	20	6.6%
合計	21	100.0%	25	100.0%	255	100.0%	301	100.0%



Q10 今後プロポーザル方式を採用することが必要と考えるか

	都道府県		県庁所在地・政令市		その他の都市		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
1.はい	13	65.0%	11	64.7%	107	60.1%	131	60.9%
2.いいえ	1	5.0%	3	17.6%	24	13.5%	28	13.0%
3.その他	6	30.0%	3	17.6%	47	26.4%	56	26.0%
合計	20	100.0%	17	100.0%	178	100.0%	215	100.0%



Q11 都市計画業務における発注方式に関するご意見

業務的的確な仕分けが必要	基本は職員が計画策定を行うべきである。しかしながら、それぞれの専門性等技術的な補完、費用対効果を勘案の上委託するべきかどうかを判断する。したがって、調査の内容により、技術的に確立された計画策定は入札方式で良いし、前例がないものについてはプロポーザル、過去の計画の延長に関するものについては随意契約など、的確に仕分けできるかどうか、かと思う。
原則価格競争入札を採用	当市では、業務の発注は原則価格競争入札で行っており、今後ともこの方式を採用していく方向である。 また、現在想定している業務は、小規模なものがほとんどであり、高度な技術力を要することもないことからプロポーザル方式の実施は考えていない。
将来的にはプロポーザル方式の導入を検討	当市の都市計画業務の発注件数、金額とも、財政状況悪化により減少傾向で今後とも、増える可能性は少ない。特に、プロポーザル方式で発注するような大型案件は当面、予定がないが、将来的に専門知識や企画力を必要とする業務を発注する必要があるればプロポーザル方式の導入も検討する必要があると考える。
多くの場合指名競争入札方式を採用	都市計画業務に関する委託の場合、業務の特殊性において指名競争入札方式となる場合が多く、その設計金額は見積もりによるところが大きい。この場合、設計金額の透明性を確保する観点から、なるべく複数の指名予定業者から見積もりを収集し、見積価格と業務内容との差がないか、十分な精査が必要である。また、指名者を選定する際、成果品等の品質を十分に確保できることはもとより、業務に相応しい的確な助言等を行うことができる者であるかを、事前に確認することが重要となる。
相談機関、ガイドラインの整備が必要	歩掛りがある場合は発注が易しいが、特殊なものになると一問の場合は見積もりを徴収することになる。はたして、見積もりを徴収することが最適なのかと疑問をもつ時もある。このような事から、第三者的な相談をする機関、的確な発注方式の選択等が出来るようなガイドラインの整備が必要と考えます。
業務内容で判断	委託業務の内容如何で判断していくべきと考えており、必ずしもプロポーザル方式のみに限定する必要はないと考えている。
コスト低減にむけた取り組みを推進	財政的な制約が極めて厳しい今日、直営増加(委託費削減)の動きが顕著で委託自体が困難となっている中で、発注方式の検討とともに、一層のコスト低減、業務の品質・成果の向上に向けた取り組みが求められている。 地域の特性や実状等を踏まえたより独自性の高い技術提案や、多くの実績に裏付けられた定型的な業務に係るコスト低減等に積極的に取り組んで頂きたい。
アンケートに関する留意事項	Q2の実績では、プロポーザル方式を採用していないが、平成13年度に第2次都市計画マスタープランを策定する際に採用した実績があるため、Q5～Q8の問いに回答し、Q9には回答していないので、ご注意ください。
価格競争入札方式の類型化の方が必要	価格競争入札方式において、歩掛をはじめ類型化をもっと進めて欲しい。 安易にプロポーザル方式に頼ることは、委託業務をめぐる世情から避けたいところである。そうかといって、業務設計書を組むとなると、知識・経験の不足を強く感じる。 プロポーザル方式の拡大以前に発注側受注側ともに改善を進めるべき点があるのではないだろうか。 プロポーザル方式の合理性は理解できなくはないが、他市町村でも価格競争入札に付しているものをわざわざプロポーザル方式で行う積極的理由に乏しいことも大きな要因である。
ガイドラインを希望	業者の選定に当たり、本当に技術力のある業者、誠実に業務を行う業者と契約を行いたいとの観点から、プロポーザル方式は必要だと思えます。 ただ、どのような観点、視点から、業者を選定すればいいのか判断に困るので、そのへんを示したガイドライン等があればと思います。 さらに、無理かもしれませんが、貴協会が推薦する業者、要注意の業者等の名簿があれば、良いと思えます。

今後プロポーザル方式の導入を検討	都市計画に関する業務は、発注時に設計積算の根拠がなく、発注価格に苦慮することが多く、高額な委託を発注する際は、沢山のコンサルタントから見積もりを聴取し、発注のために積算を行うことがある。 今後、プロポーザル方式の導入等を検討して参りたい。
プロポーザル方式は有効	H20発注業務(県都市計画マスタープランの見直し)において、プロポーザルを実施した。都市計画では、地域によって抱えている課題が異なることから、それらを的確にとらえているかを確認する上でも、プロポーザル方式が有効であると考えます。
適正価格の判断が困難	都市計画業務等に歩掛りがないため、積算は事前の見積等が中心となることから、適正な価格の判断が困難である。
プロポーザル方式は有効	都市計画業務は、会社の規模により結果が左右されるものではなく、担当者個人の資質、情熱によりその成果が大きく変わってくるものである。 これまでの経験上、一般競争入札では規模が大きい会社が価格競争に勝ち、落札する傾向が強いが、業務と担当者のミスマッチが往々にしてあり、必ずしも委託者側が期待する成果を伴っていないと感じている。 一方で、プロポーザル方式では会社の規模による価格競争のみに左右されず、担当予定者の資質、熱意をプレゼンテーション等により直に確認することができるため、当該業務に相応しい担当者を選定することができるケースが多く(100%ではないが)、委託者側が予想した以上の成果が得られる場合もある。 従って、都市計画業務におけるプロポーザル方式の一般化は、委託者、受託者双方にとって好ましいものであると考えます。
どの業務発注方式でも透明性の高い積算根拠がほしい	都市計画業務に関する委託については積算根拠が業務内容によって、また、コンサルタントの見積りにバラつきがあり、委託設計金額が本当に適切かどうか判断しにくい点もある。 現状では、都市計画業務を委託する場合については、複数のコンサルタントから見積を取って委託設計し、一般競争入札方式により、最低落札者が受託しているが、価格だけの判断が業務実施に当たっての適切な入札方法であるかは検討の余地がある。 一方、プロポーザル方式は多様な業務を行う上で、必要と考えるが、委託金額の積算にも複数のコンサルタントから見積によるため、適正な業務価格かどうか疑問が残る。 したがって、どちらの発注方法を取るにせよ、透明性の高い積算基準ができることを望む。
競争入札が原則 プロポーザル方式は事務の簡素化が課題	自治体において、契約における公平性、透明性の確保の見地から、競争入札とするのが、原則です。 地方自治法施行令第167条の10の2に規定する「総合評価一般競争入札」は、学識経験者の意見を聴く等の手続が規定されており、その選定に通常の一般競争入札に比べ最低でも2倍の期間がかかることが課題と考えます。期間が2倍になることから、業者にとっても落札されるまでの間、技術者等の確保が必要となり、また一般競争入札と比べても必要な書類等が増え事務量が增大します。また、選定する行政側にとって評価項目設定作業が新たに必要となり、総合評価一般競争入札の実施事例が増えていかないものとなっています。制度の目的を損なわずに事務を簡素化することが必要と考えます。
ガイドラインを希望	発注方式を判断するための一定のガイドラインのようなものがあればよいと考えます。

<p>プロポーザル方式は最適選定基準の指針がほしい</p>	<p>都市計画に関する策定業務は、市・市民・事業者等、多様な主体と一体になり策定していくことが、今日では前提となっており、策定に関わる技術的提案、市民との意見調整、計画書作成など不定形な業務が一般的であることから、その対応には発注者、受注者が協働して作業に取り組む状況も多く、お互いの信頼関係の上に仕事を進めることが、効果的・効率的に業務を進めることにつながると考えられます。</p> <p>プロポーザル方式は、受注者側の業務提案により、その会社の技術力、業務への取り組む姿勢、スタッフの技量など、事前に判断することができるほか、発注者側の求めているものへの理解度など、業務を進める上で重要なパートナーとなる受注者の意識を確認することができます。また、価格にとらわれず、「正確・効率・信頼」という業務遂行上の観点から、発注者側の目的に合わせた業者選定ができるため、プロポーザル方式は最適と考えます。</p> <p>しかし、手続きの簡略化(時間短縮等)など課題もあります。(A課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法の型があると業務がより円滑に進むと考えられる。 ・プロポーザル方式を採用するにあたっての業者選定が難しい。業務の質を下げず、適正な数でプロポーザルを行えるよう、業者選定の基準があると良い。(「A業務に適する業者」といったグループ分け等) ・公平性を保ちつつ、質を下げないための選定基準の指針があるとよい。(B課)
<p>アンケートに関する留意事項</p>	<p>Q4-2(その他 低価格入札の対象としては、工事及び工事に準ずる委託のみ)</p>
<p>定型業務は価格競争入札が有効</p>	<p>都市計画基礎調査等の内容の決まった委託業務では、プロポーザル方式よりも価格競争入札のほうが好ましいと思われるが、作業内容についての共通の歩掛等があれば、より業務の均一化が図れると考えている。</p> <p>価格競争入札の場合、適当でない業者が入札に参加しないよう、本市の都市計画業務においては指名競争入札を行っている。</p>
<p>アンケートに関する留意事項</p>	<p>本アンケートに関して、当課だけでなく、都市計画業務に関連すると考えられる部署に照会し回答しております。部署によりプロポーザル方式採用の有無も分かれますので、採用のある場合、ない場合ともに回答をさせていただきました。</p>
<p>積算価格の「標準化」が必要</p>	<p>プロポーザル方式はご指摘の通り、積算価格等が不明確と考えることから、積算価格の「標準化」をも目指すべきと考える。</p>
<p>アンケートに関する留意事項</p>	<p>Q5以下のプロポーザルの設問に対しては、業務の分野別業務例に該当するものではありませんが、参考までに回答しました。(プロポーザルは、まちづくり交付金による地域観光交流施設整備に伴う基本設計業務委託になります。)</p>
<p>実態にあった積算基準がほしい</p>	<p>価格競争による発注の際に、社団法人街づくり区画整理協会作成の積算基準を参考にできればと考えますが、この基準が実態よりも高額で、実態に即していないように思われます。実態に即した積算基準が信頼できる機関から発行されればと考えます。</p>
<p>プロポーザル方式は予算との兼ね合いが課題</p>	<p>設計委託は、基本的には発注者側で仕様を作成するのでプロポーザル方式は適さないと考えますが、制度調査・研究や計画策定などにおいてプロポーザル方式を導入したほうがよい場合もあるかと思えます。</p> <p>ただ、発注予定価格が低額であると、事業者側の提案メリットが見込まれないので、予算との兼ね合いが課題となります。</p>

マニュアル・受託者データが欲しい	<p>具体的な「プロポーザル方式」「総合評価方式」を行うのに必要なマニュアルや、実施例があれば参考にしやすいと考えられる。</p> <p>また、受託者の「プロポーザル方式」に対する取り組みを示すデータがあれば、業者を選定するときに一定の指標となると考えられる。</p>
委託業務における企業の技術者の技術力の底上げが必要	<p>プロポーザル方式による発注有無以前に、企業側の担当者による技術力の違いが多く見受けられ、低入札等の入札額に関係なく、途中から担当が変わった途端に前任からの引き継ぎがされていないことや、それまでの前任からの提案内容が一変することが多々起こっています。</p> <p>このようなことはプロポーザルに関係なく起こっていますが、高い技術力を要するプロポーザルにおいてはより大きな問題となることが考えられます。(入札の際の担当者が発注された途端に変更される、途中から担当の変更等による引き継ぎ不足、担当の技術力の違いによる混乱)</p> <p>プロポーザルに限らず委託業務における企業としての技術者の技術力の底上げが必要と思われる。</p>
基礎調査に関する支援を希望	<p>発注方式については特にありませんが、基礎調査に関しては、都計法第6条により都道府県に実施が義務づけられているものですが、地方財政が厳しい折、十分な財源が確保できなくなる恐れがあることから、今後、国による支援や市町村による応分の負担といった、何らかの対応があることが好ましいものと考えます。</p>
プロポーザル方式のメリットは大きい	<p>本市では業務内容が価格競争入札方式に適さない場合にプロポーザル方式による業務委託を実施した実績がある。</p> <p>プロポーザル方式の場合、事務手続きは煩雑になるものの、より技術力や検討能力を有する受託業者を選定できることは、大きなメリットであると考えられる。</p>
地元への還元が困難	<p>都市計画業務の委託発注については、公共の費用積算の基準がなく、見積になるが、中央(首都圏)の大手コンサルに頼らざるを得ないのが実情である。競争入札においても、実績等を考慮すると大手コンサルに集中し、土木工事のように地元への還元を図ることが困難な場合が多い。</p> <p>都市公園等整備の調査・設計においては、業務の種別区分をより細分化し、それに応じた発注形式、設計基準の確立が必要である。</p>
今後、簡易型のプロポーザル方式の採用も検討	<p>これまで本市では、委託業務を価格競争入札方式で契約しているが、低価格入札についての規定がないため、過去の入札において低価格入札と定義されないが、著しく低い価格で入札が行われており、それが直接の原因かどうか明確ではないが、成果品の品質に問題があったことがしばしばある。</p> <p>そこで、今後の入札方式については、最低制限価格を設けた価格競争入札や、委員会等の設置をせず、定量的かつ客観的に業者を決定できる簡易型のプロポーザル方式の採用について検討する必要があると考えている。</p>
事業者の業務履歴のデータベース化を希望	<p>都市計画業務に係る事業者側からの情報発信が少ないと感じているので、事業者側も請け負った業務の内容や成果を積極的に公開し、データベース等で参照できるようになると良いと思う。発注者側にとってもプロポーザルに応募してきた事業者の業務履歴は、評価の際の参考になると考える。</p>
アンケート結果を入手希望	<p>全体の集計結果及び意見、考察等の集約等が整理できましたら、本市にも資料提供をお願いいたします。資料提供先はQ1の宛て先までお願いします。</p>
ガイドライン等が必要	<p>プロポーザル方式については、どうしても「手続きが煩雑」「契約まで時間を要する」といったイメージが強いため、なかなか実施にふみきれないのが実情である。</p> <p>プロポーザル方式を採用するにあたり、経験豊富で優れたコンサルタント業者に対する情報が乏しいため、その選定に苦労する。</p> <p>これからの計画業務については、厳しい財源の中、ますます高度な技術、豊富な知識が要求されていくことが予想され、分かりやすく簡潔なガイドライン等により、プロポーザル方式をもっと身近なものとして自治体が採用できるような取り組みが必要であると思う。</p>

都市計画業務の発注実態調査のお願い

都市計画業務は、公共の福祉追及や都市環境の形成、また円滑な経済活動を支える重要な業務であります。そして、その特性から業務の方法等は多様で非定型業務が大半であります。国においては、業務の方法が不定で費用の積算が困難な業務の発注はプロポーザル方式を基本とし、それに基づいてプロポーザル方式による発注が多くなっております。

しかし、都市計画業務の大半を占める地方公共団体からの発注は価格競争によるものがほとんどとなっています。その結果は、業務遂行中の不適切な対応、成果品の品質劣化、さらにはわが国都市計画の衰退等の深刻な問題が懸念されることから、適正な発注方式に改めることが喫緊の課題と認識しております。

国においては建設コンサルタント業務の成果品の品質が確保されるよう、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」が検討中で、また新たな発注方式が試行されています。

このような背景を受けて、我々は日本都市計画学会社会連携交流活動の一環として、「都市計画業務発注方式のあり方研究会」(社団法人都市計画学会、財団法人都市計画協会、NPO法人日本都市計画家協会、社団法人都市計画コンサルタント協会の都市計画関係4団体の委員7名、学会公募委員22名、国土交通省・東京都・都市再生機構のオブザーバー4名の33名で構成)を組織し、都市計画業務の発注のあり方を検討しています。

今回、その検討の基礎的資料を収集するために、近年の地方自治体における都市計画業務発注の実態を調査することとなりました。上記の主旨をご理解いただきまして、何卒、アンケート調査にご協力をお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた調査データそのものはこの研究会のみにとどめて取扱いには十分注意いたします。また、全体集計結果についてはご要望があればお届け致しますが、その概要は日本都市計画学会論文発表会で行われますワークショップ、学会誌などにおいて発表する予定でございますので、後ほど都市計画行政の円滑な推進にご活用いただければ幸いです。

(社)日本都市計画学会交流グループ

「都市計画業務発注方式のあり方研究会」

座長 岸井隆幸

ご回答にあたって

ご回答は、選択肢から選ぶ場合は該当する番号の回答欄(【 】欄)に 印をご記入ください。

その他の回答、文章・数量等を記述する場合は、設問の指示に従ってください。(入力によってページレイアウトが変わっても特に気にする必要はありません。)

調査対象として「都市計画業務」を対象としていますが、その業務範囲については回答者の判断する範囲で結構です。

なお、参考として、想定される都市計画業務の分野別業務例を次ページに添付します。

本調査は、都市計画(担当)課様にお送りしておりますが、実際に調査に回答していただく方は、都市計画業務部門の責任者の方(都市計画業務の発注担当責任者の方)に、ご記入していただきたくお願い致します。

なお後日、内容について問い合わせをする場合がありますので、この調査に回答して頂いた方の連絡先をご記入頂きますようお願い致します。

本調査の回答は、原則として添付の Microsoft Word ファイルに直接入力し、Eメールにて下記宛、平成20年10月28(火)までにご返送下さいますようお願い致します。

なお、調査票(Microsoft Word 形式)が取り扱えない場合は、別途添付した PDF ファイルを印刷し、ご記入の上、下記宛、FAX にてご送信ください。

社団法人	都市計画コンサルタント協会	協会事務局
住所	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイツニュー平河 3F	
TEL	: 03-3261-6058	
FAX	: 186-03-3261-5082	
E-mail	: info-2@toshicon.or.jp	
担当者	: 草山・本田	

都市計画業務の分野別業務例(参考)

- ① 土地利用計画等 : 総合計画、長期計画、地方・地域計画、都市計画基礎調査、線引き・用途地域等計画、都市計画マスタープラン、地区計画等
- ② 市街地整備計画・事業 : 土地区画整理事業、新市街地開発事業、市街地再開発事業、市街地再生計画、再開発事業、推進コーディネート業務、中心市街地活性化計画、商業活性化計画等
- ③ 都市景観・アーバンデザイン : 地域景観・都市景観整備計画、景観設計、歴史的環境整備計画・設計、都市デザイン計画・設計等
- ④ 交通計画・設計 : 総合交通体系計画、交通施設計画・設計(道路、駅前広場、交通広場、駐車場、駐輪場等)、交通量推計・シミュレーション、地区交通計画、交通バリアフリー計画等
- ⑤ 公園緑地計画・設計等 : 公園・緑地計画、設計、**緑の基本計画**、観光レクリエーション計画等
- ⑥ 住宅系計画・設計 : 住宅マスタープラン、公営住宅運営計画、地域住宅計画、密集市街地改善計画等
- ⑦ 供給・処理計画 : 上・下水道計画、廃棄物処理計画、余熱活用計画等
- ⑧ 都市計画制度等の調査・研究 : まちづくり条例、景観条例等の条例、政策評価等の調査・研究
- ⑨ その他 : 住民参加のまちづくりコーディネート及びワークショップ、CG作成、HC作成、パンフレット作成等、意向調査、etc

都市計画業務の発注の実態調査票

Q1 ご回答者等について

- (1) 自治体名 :
- (2) 住民基本台帳人口(平成 20 年 3 月末現在) :人
- (3) 所属部署 :
- (4) 役職・ご芳名 :
- (5) TEL : FAX :
- (6) E-mail アドレス :
- (差しつかえのない範囲でご記入ください)

Q2 貴部署の平成 17～19 年度の都市計画業務の委託件数・委託金額は、以下の発注方式別でおおむねどのくらいでしょうか。該当欄内にご記入ください。(分かる範囲の概算で結構です)

年度	区分	価格競争 入札方式	プロポーザ ル方式	随意契約 方式	その他	合計
H17	件数					
	金額(百万円)					
H18	件数					
	金額(百万円)					
H19	件数					
	金額(百万円)					

Q3 貴部署の都市計画業務で、価格競争入札方式を採用する理由は何ですか？ 当てはまる番号の【 】欄に 印をご記入ください(いくつでも)。その他の場合は【 】欄に具体的にその内容をご記入ください。

【 】出来るだけ委託金額を安くしたいから

【 】これまで他の方法で発注したことがないから

【 】他の方式で発注するのは手続等が煩雑だから

【 】随意契約が難しいので、やむを得ず価格競争入札方式にしている

【 】価格競争入札方式では発注していない

その他【】

Q4 - 1 これまで価格競争入札方式で委託した都市計画業務について、価格競争入札方式が原因と考えられる、成果品の品質や業務受託者の対応等についての問題があったことがあるでしょうか。

- 特に問題はない
- 問題があったことがある

Q4 - 2 では、これまで価格競争入札方式で委託した都市計画業務について、低価格入札があったでしょうか。

- 低価格入札があった
- 低価格入札はない

Q4 - 3 Q4 - 1で「問題があったことがある」とお答えの方にお伺いいたします。それはどのような問題でしょうか(いくつでも)。

- 技術力の低い企業又は業務分野として相応しくない企業が受託したため、成果品の品質を確保できなかった
- 受託側の担当者の取り組みに熱意や積極性が見られず、委託者側で細かい点まで作業の指示をしないと対応しなかった
- 委託仕様書の内容や進め方に関して、委託者と受託者の間で認識のずれが生じて、業務を円滑に実施できなかった
- 受託者が勝手に業務の相当部分を下請け企業等に再委託したため、内容の薄い成果になってしまった
- 技術力がないために、委員会等の期日や工期内完了が困難だった
- その他【 】

Q5 貴部署の都市計画業務で、これまでプロポーザル方式を採用したことがある場合にお伺いします。プロポーザル方式を採用した理由は何ですか(いくつでも)。(採用したことがない場合はQ8にお進みください。)

- これまで前例のない新たな内容の業務であり、業務方法等が不定で委託者側で参考となる仕様書や積算書がないため
- 高度な知識、構想力、調整力等を必要とする業務であるため、価格競争入札方式では成果品の品質確保や適切な受託者を選定できないため
- 広く新たな能力・人材を求め、優れた成果を得るため
- 公平に受託者選定をするため
- その他【 】

Q6 これまでプロポーザル方式で委託した都市計画業務について、良かったと考えられる点はどのようなことでしょうか (いくつでも)。

- 【 】非定型業務のため、検討項目・業務方法等を明確にすることが困難であったが、的確な技術提案により、目的に相応しい仕様書を作成することができた
- 【 】技術的に難しい業務であったが、受託担当者が高度な知識、構想力を発揮して実施したため、優れた成果を上げることができた
- 【 】技術提案の実施方針が的確であったため、成果品の品質や工程の円滑化が確保できた
- 【 】提案内容が適正であったため、その後の業務の工期や事業費が縮減され、全体のコスト削減を図ることができた
- 【 】受託担当者が優れた調整力を発揮して、様々な意見を方向付けるよう努めたため、円滑な業務遂行と実現性の高い成果を得ることができた
- その他【 】

Q7 では、これまでプロポーザル方式で委託した都市計画業務について、問題だったと考えられる点はどのようなことでしょうか (いくつでも)。

- 【 】プロポーザル方式による手続きが予想以上に負担だった
- 【 】プロポーザルの評価やヒアリングについて庁内他部課の協力が必要なため、数多くの業務をプロポーザル方式にすることができない
- 【 】プロポーザル方式採用決定から受託者の決定・契約まで時間がかかりすぎた
- 【 】結果的にプロポーザルの評価方法が適切でなかったため、最適な受託者を選定することができなかった
- その他【 】

Q9 にお進みください

Q 8 貴部署の都市計画業務で、これまでプロポーザル方式を採用していない場合にお伺いします。プロポーザル方式を採用していない理由は何ですか (いくつでも)。

- プロポーザル方式による発注方法がわからないため
- プロポーザルを評価・審査する人材が庁内にいないため
- プロポーザル方式による手続に時間や負担がかかってしまうため
- プロポーザル方式だと委託金額を安くすることができないため
- 委託業務の設計金額が安く、プロポーザル方式に適するとは考えられないため
- プロポーザルで発注するような高度な技術力を必要とする業務がないため
- プロポーザル方式が必ずしも最適な受託者を選択する方法とは考えられないため
- その他【 】

Q 9 今後、貴部署の都市計画業務でプロポーザル方式を導入するために期待することは何ですか (いくつでも)。

- プロポーザル方式に関する自治体向けの手引きやガイドライン等があると良い
- プロポーザル方式を実施するための指導や相談ができる専門窓口があると良い
- 庁内だけではプロポーザル方式を実施できないので、技術評価等に関して外部からの人材協力が得られると良い
- その他【 】

Q 10 今後の都市計画業務の発注において、プロポーザル方式を採用することが必要とお考えですか。

- はい
- いいえ
- その他【 】

Q11 今後の都市計画業務における発注方式に関し、どのようなことでも結構ですので、ご意見があれば以下にご記入ください。



ご協力ありがとうございました！

